

業務資料No.539

関係諸国法令集(原文対照) 51

ブラジル編 その17

租 税 法

昭和55年1月

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

移 計 調
J. R.
79 - 10

JICA LIBRARY



1024819C3J

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4. 10	703
登録No. 03109	39.5
	EPS

ま え が き

移住事業が現地法令の制約下にある限り、われわれ担当者は、それに通曉しておく必要がある。

このような趣旨で、当事業団では、「関係諸国法令集」の翻訳をすすめ、昭和41年以来、ブラジル関係16編、パラグアイ関係11編、ポリビア関係7編、アルゼンチン関係9編、ドミニカ関係2編、カナダ関係3編、アメリカ関係1編、オーストラリア関係1編、計50冊を刊行した。

本編は、ブラジル編その17として、1975年9月2日付大統領令76,186「所得と利益の課税に関する規則」を収録している。

周知のとおり、租税関係法令は、頻りに部分的修正を加えられる運命をもった法令であり、本法令も施行後細かい部分については、修正・加除が行われているので、利用にあたっては、1975年9月2日現在の法令であることに充分留意のうえ、活用されるようお願いする。

昭和55年1月

国際協力事業団

移住計画調査部長

ブラジル連邦共和国

所得と利益の課税に関する規則

大統領令第7 6 1 8 6号-1 9 7 5年9月2日

あらゆる性質の所得と利益にかかる税金の徴収、監督の規則を承認する。
共和国大統領は、憲法第81条第III項に依って与えられる権限に則り、こ
こに以下の命令を下す。

第1条 本命令をもって下す、あらゆる性質の所得と利益にかかる税金の
徴収と監督のための規則を承認する。

第2条 本命令は公布の日が発効し、これに反する規定は無効となる。

ブラジリア、独立154周年、共和国成立87周年の1975年9月2
日。

エルネスト・ガイゼル

ジョゼ・カルロス・ソアーレス・フレイレ

目 次

あらゆる性質の所得と利益の税金の規則

第1部 個人税	
第1編 納税者	
I章 ブラジル本籍又は居住者	
1節 総 則	第1条 1(1)
2節 法律上の住所	第2,3条 1(2)
3節 未成年及び支払い不能者の収入	第4条 2(3)
4節 婚姻関係に於る収入	第5,6条 3(3)
5節 遺 産 者	第7~12条 4(5)
6節 研究目的を含み外国に住所を移した者	第13条 6(6)
7節 ブラジルに住所を移した者	第14条 7(8)
8節 外国政府と国際組織の職員	第15条 8(9)
II章 外国本籍又は居住者	第16条 9(11)
III章 国家職務で外国居住中のブラジル本籍者	第17条 9(11)
第2編 自然人登録	第18,19条 9(11)
第3編 申告対象の収入 9(12)
I章 税込み収入	第20~22条 9(12)
II章 所得分類	
1節 総 則	第23,24条 13(16)
2節 税表Aの収入	第25条 15(18)
3節 税表Bの収入	第26~30条 15(18)
4節 税表Cの収入	第31条 17(21)
5節 税表Dの収入	第32条 20(23)
6節 税表Eの収入	第33条 21(24)

7節 税表 F の収入	第34～37条 …… 21(25)
8節 税表 G の収入	第38条 …… 25(29)
9節 税表 H の収入	第39～41条 …… 25(30)
Ⅲ章 税表控除	
1節 総 則	第42～44条 …… 27(32)
2節 税表 A の控除	第45条 …… 28(33)
3節 税表 B の控除	第46条 …… 28(33)
4節 税表 C の控除	第47条 …… 28(33)
5節 税表 D の控除	第48,49条 …… 29(35)
6節 税表 E と H の控除	第50～52条 …… 30(36)
Ⅳ章 純収入	
1節 総 則	第53条 …… 31(38)
2節 農牧業及び動植物抽出工業の純収入	第54～65条 …… 32(38)
Ⅴ章 総収入	第66,67条 …… 35(43)
Ⅵ章 総収入からの控除	
1節 総 則	第68,69条 …… 35(43)
2節 扶養家族	第70条 …… 35(44)
3節 医者及び歯医者支払いと入院費	第71条 …… 37(46)
4節 個人負債の利子	第72条 …… 38(46)
5節 生命保険料	第73条 …… 39(47)
6節 個人傷害保険料	第74条 …… 39(48)
7節 臨時損失	第75条 …… 39(48)
8節 寄付と贈与	第76条 …… 39(48)
9節 知的生産への奨励金及び研究奨学金	第77条 …… 40(49)
10節 鉦脈探鉦費	第78,79条 …… 41(50)
11節 漁業源調査費用	第80条 …… 41(50)
12節 教 育 費	第81～83条 …… 41(51)

Ⅷ章 最終規定	第 84, 85 条	42(52)
第 4 編 純所得, 税基準, 範囲, 税計算		
Ⅰ章 純所得と税基準		
1 節 純 所 得	第 86 条	42(52)
2 節 税 基 準	第 87, 88 条	42(52)
Ⅱ章 課税範囲と税計算		
1 節 範 圍	第 89, 90 条	44(54)
2 節 累 積 税 計 算	第 91 条	45(55)
3 節 投 資 に よ る 減 税	第 92 条	46(56)
4 節 財 政 刺 激 策 に 適 用 す る 減 税	第 93, 94 条	51(63)
第 2 部 法 人 課 税		
第 1 編 納 税 者		
Ⅰ章 総 則	第 95, 96 条	53(65)
Ⅱ章 法律上の住所	第 97 ~ 99 条	53(65)
Ⅲ章 個人企業	第 100 ~ 104 条	54(66)
第 2 編 一般納税者名簿登録		第 105 条
第 3 編 免 除		
Ⅰ章 総 則	第 106, 107 条	63(77)
Ⅱ章 個人企業	第 108 条	64(77)
Ⅲ章 総収入の少ない会社	第 109 条	64(77)
Ⅳ章 教育及び社会保障制度	第 110 条	64(78)
Ⅴ章 外国運輸会社	第 111 条	65(78)
Ⅵ章 協 同 組 合	第 112 条	65(79)
Ⅶ章 慈善団体, 財団, 連盟及び組合	第 113, 114 条	66(80)
Ⅷ章 儉約及び貸付け協会	第 115 条	67(82)
Ⅸ章 投資団体と共有基金	第 116 条	67(82)

X章	SUDENE (国家開発庁)	
	管轄地域内で電力供給を行う	
	半官半民企業	第117条 68(84)
XI章	特別免税	
1節	ブラジル食糧会社	第118条 68(84)
2節	水力発電会社	第119条 69(84)
3節	東北部農村電化会社	第120条 69(84)
4節	公 企 業	第121条 69(85)
5節	国立協同債権銀行	第122条 69(85)
6節	連邦貯蓄銀行	第123条 69(85)
7節	ブラジル映画株式会社	第124条 70(85)
8節	連邦区半官半民企業	第125条 70(86)
XII章	免税許可	第126条 70(86)
	第4編 利益決定	
I章	年間利益計算	第127条 71(87)
II章	取引開始	第128条 71(87)
III章	清算, 消滅, 継承	第129~134条 72(88)
IV章	簿 記	第135~144条 73(89)
V章	推定利益	第145~148条 77(93)
VI章	任意利益	第149, 150条 78(95)
VII章	經常利益	第151条 80(97)
VIII章	営業利益	第152~160条 80(97)
IX章	営業費, 営業支出及び義務	
1節	総 則	第161~164条 82(100)
2節	租 税	第165条 85(103)
3節	貸倒し引当金	第166,167条 86(104)
4節	就労年数保証基金	第168条 87(105)

5 節	資産原価修正引当金	第 169 条	88(105)
6 節	財産設備保存費用	第 170 条	88(106)
7 節	会社資本の利子	第 171 条	88(106)
8 節	国内通貨での債務の為替及び 通貨修正の損失	第 172 条	88(106)
9 節	科学的技術的調査費	第 173~175 条	90(108)
10 節	賃借料又はロイヤルティ, 技術, 科学, 管理援助料	第 176~178 条	90(108)
11 節	個人企業の社員, 重役又は取締役 及び名義人への報酬	第 179~182 条	93(112)
12 節	従業員の賞与	第 183 条	94(113)
13 節	識別のない手数料, 賞与又は 特別手当	第 184 条	95(113)
14 節	使い込み, 着服又は盗みによる損害	第 185 条	95(114)
15 節	財産の特別損失	第 186 条	95(114)
16 節	寄付と贈与	第 187~190 条	95(114)
17 節	広告宣伝費	第 191~192 条	97(116)
18 節	資産の減価	第 193~195 条	98(117)
19 節	権利, 財産, 原価及び費用の消却	第 196 条	102(122)
20 節	鉱物及び森林資源消耗割当金		
小節 1	鉱物資源消耗割当金	第 197, 198 条	104(125)
小節 2	森林資源消耗割当金	第 199, 200 条	106(126)
X 章	営業外取引の結果	第 201~203 条	107(127)
XI 章	支払い源泉留保税還引きつきの収入	第 204 条	108(129)
XII 章	特殊ケースの課税		
1 節	ブラジルと外国にまたがって行わ れた活動に由来する利益	第 205 条	109(130)

2 節 外国国籍の企業の事務所がブラジルで得た利益	第 206,207 条 … 110(131)
3 節 割賦で固定資産及び権利の売却を行う会社の利益	第 208,209 条 …… 112(133)
4 節 農牧業及びその他の動物飼育を行う会社の利益	第 210,211 条 … 112(133)
5 節 外国映画興行の利益	第 212 条 …… 113(134)
6 節 保険及び貯蓄会社の利益	第 213 条 …… 113(135)
7 節 商船会社、航空会社の利益	第 214~216 条 …… 113(135)
8 節 道路その他の建設請負い会社の利益	第 217,218 条 …… 114(136)
9 節 ブラジル銀行及びその他の国家政府の管理する銀行の課税	第 219 条 …… 114(136)
第 5 編 商的長期貸貨の取引	第 220 条 … 115(136)
第 6 編 税の基準と税率	
I 章 税 基 準	第 221 条 …… 117(139)
II 章 経常利益追加	第 222 条 …… 117(139)
III 章 経常利益からの除外	第 223,224 条 …… 119(141)
IV 章 損失補償	第 225 条 …… 129(153)
V 章 税 率	
1 節 算定利益課税	第 226 条 …… 130(154)
2 節 配分利益課税	第 227,228 条 …… 132(155)
VI 章 社会統合計画への差引き	第 229 条 …… 133(157)
VII 章 MOBRA L(ブラジル文盲追放運動)基金への差引き	第 230~232 条 … 133(157)
VIII 章 利益の偽装配分	第 233~235 条 … 134(158)
第 7 編 準備金及び利益の資本組入れ	第 236~238 条 …… 136(160)

第8編 通貨修正規準

I 章	資産の通貨修正	
1 節	通貨修正義務を有する人格	第 239, 240 条 …… 137(162)
2 節	通貨修正規準	第 241～249 条 …… 138(164)
3 節	会計修正及び通貨修正の特殊 ケース	第 250～253 条 …… 141(167)
II 章	自己運転資本の維持	第 254, 255 条 …… 142(168)
	第9編 地域及び部門別経済発展のためのインセンティブ	
I 章	東北地域開発庁管轄 地域に於るインセンティブ	
1 節	免税と減税	第 256～262 条 …… 146(172)
2 節	投資のための控除	第 263, 264 条 …… 148(175)
II 章	アマゾン開発庁管轄地域の インセンティブ	第 265～272 条 …… 149(175)
III 章	漁業活動のインセンティブ	第 273～277 条 …… 151(178)
IV 章	観光業のインセンティブ	第 278～286 条 …… 152(179)
V 章	植林及び再植林のインセンティブ	第 287～290 条 …… 153(180)
VI 章	エスピリト・サント州内での インセンティブ	第 291 条 …… 155(183)
VII 章	航空業のインセンティブ	第 292 条 …… 156(183)
VIII 章	農村企業のインセンティブ	第 293 条 …… 156(183)
IX 章	総 則	第 294～305 条 …… 156(184)

第3部 源泉徴収

第一編 労働収入

I 章	賃金労働の収入	
1 節	税 率	第 306～314 条 …… 162(190)

2 節 源泉徴収から除外する収入	第 3 1 5 条 …… 164(193)
II 章 国家職務により外国居住中のブラ ジル国籍自然人の収入	第 3 1 6 条 …… 165(194)
III 章 非雇用業務の対価	
1 節 自由業者、独立労働者、 工事請負人(自然人)	第 3 1 7 条 …… 165(194)
2 節 業務提供民間団体	第 3 1 8 条 …… 166(195)
3 節 貨物輸送の収入	第 3 1 9 条 …… 166(195)
4 節 罰金と罰金利得の分け前	第 3 2 0 条 …… 167(196)
IV 章 工事請負人(法人)の収入	第 3 2 1, 3 2 2 条 …… 167(197)
	第 2 編 資本収入
I 章 利子一般	
1 節 預金及び貸付けの利子	第 3 2 3 条 …… 168(198)
2 節 持参人払い公債証券の利子と プレミアム	第 3 2 4 条 …… 169(198)
3 節 その他の持参人払い債券の利子	第 3 2 5 条 …… 169(198)
II 章 定収入証券の収入	第 3 2 6~3 3 0 条 …… 169(199)
III 章 ブラジル電力公社の債券	第 3 3 1 条 …… 173(203)
IV 章 債権証券の割引き	第 3 3 2 条 …… 173(203)
V 章 株式収入	
1 節 配当金と現金との特別配当	第 3 3 3, 3 3 4 条 …… 174(205)
2 節 その他の株式収入	第 3 3 5 条 …… 176(206)
VI 章 資本持分、割り前の収入	第 3 3 6, 3 3 7 条 …… 176(207)
VII 章 投資会社と共有財団により 配分された収入	第 3 3 8 条 …… 177(208)
VIII 章 株式会社の資本の超過準備金	第 3 3 9, 3 4 0 条 …… 178(208)
第 3 編 清算又は創立社債の収入	第 3 4 1 条 …… 179(210)

第4編	宝くじ	第342条	180(211)
第5編	国外居住又は本籍者の収入		
I章	納税者	第343条	180(212)
II章	税率	第344~347条	181(212)
III章	補足税	第348条	183(215)
IV章	映画興行	第349条	185(217)
V章	税制優遇措置		
1節	輸出奨励措置	第350~353条	185(218)
2節	外国借款	第354条	186(219)
VI章	雑則	第355, 356条	187(220)
第6編	訴訟の有罪判決に由来する利益	第357条	188(220)
第7編	識別されない収益	第358条	188(221)
第8編	源泉徴収から除かれる収益	第359~362条	188(221)
第9編	支払い源の義務		
I章	税の留保	第363~365条	191(224)
II章	納税期限と形式	第366~370条	191(225)
III章	源泉徴収制の共通規定	第371~375条	195(229)

第4部 租税行政

第1編 課税

I章	所得申告		
1節	個人申告	第376~380条	196(230)
2節	法人の申告	第381~399条	197(232)
3節	個人、法人に共通な所得申告条項	第400~407条	202(238)
II章	財産申告	第408~411条	204(240)
III章	申告の審査	第412条	206(242)
IV章	課税	第413~419条	207(243)

V章	課税額の徴収	第420~425条……	208(244)
VI章	提出の時点での支払い及び 割当ての前払い	第426,427条……	211(248)
第2編 課税対象収入の管理			
I章	税 監 査	第428~438条……	212(249)
II章	支払い源の報告義務 と租税行政補助機関		
1節	総 則	第439~444条……	214(252)
2節	連邦, 州, 市町村の役所, 国営, 官営又は半官半民の企業	第445~449条……	216(254)
3節	銀行, 貯蓄機関及びその他の 金融機関	第450~453条……	217(255)
4節	公証人及び登記役人	第454~459条……	218(256)
5節	国家工業所有権協会	第460条……	219(257)
6節	国家商業登録局と商業委員会	第461条……	219(257)
7節	証券取引所と証券会社	第462,463条……	219(257)
8節	金庫, 連盟, 組合組織	第464条……	220(258)
9節	動産取引き仲介人	第465条……	220(258)
10節	保 險 会 社	第466条……	220(258)
11節	不動産管理会社	第467条……	220(258)
12節	著作権料支払い団体	第468条……	220(259)
13節	照明業務開発会社	第469条……	221(259)
14節	国家植民及び農業改革院	第470条……	221(259)
III章	税金決済証明	第471~479条…	221(259)
IV章	税務上の秘密	第480~482条…	224(262)
第3編 強 制 課 税			
I章	所得申告に関する強制課税	第483~485条…	225(263)

Ⅱ章	税金の源泉徴収要求の強制的措置	第486条	226(265)
	第4編 納 税		
Ⅰ章	納税手段と形式	第487~496条	226(265)
Ⅱ章	支払い又は納税場所	第497~501条	228(267)
	第5編 徴 税 債 権		
Ⅰ章	示談的徴収	第502~505条	229(268)
Ⅱ章	訴訟徴収	第506~510条	231(271)
Ⅲ章	納税債務の通貨修正その他の 徴税債権防衛行政手段		
1節	通貨修正	第511,512条	232(273)
2節	徴税債権防衛手段	第513~516条	234(275)
Ⅳ章	衰退及び時効	第517~521条	236(277)
	第6編 返 還	第522~527条	237(278)
	第7編 罰 則		
Ⅰ章	総 則	第528~530条	239(280)
Ⅱ章	期限遅れの納税	第531,532条	240(281)
Ⅲ章	所得申告に関する規定の違反	第533条	240(282)
Ⅳ章	強制課税の罰金	第534条	242(284)
Ⅴ章	源泉徴収規定違反	第535,536条	243(285)
Ⅵ章	源泉報告規定違反	第537,538条	244(286)
Ⅶ章	監査及び会計簿に関する 規定の違反	第539条	244(287)
Ⅷ章	特 別 違 反	第540~547条	246(289)
	第8編 国庫に反する罪及びその他の不法行為		
Ⅰ章	着 服 罪	第548条	248(291)
Ⅱ章	隠 匿 罪	第549~553条	249(292)
Ⅲ章	不正受託人	第554,555条	250(293)

IV章 不法所得	第556条…………… 251(295)
V章 処罰性消滅	第557~559条 …… 252(296)

第5部 雑 則

編

I章 規則の適用	第560~562条 …… 253(296)
II章 納税者の代理	第563,564条 …… 253(297)
III章 通告又は警告	第565条…………… 254(297)
IV章 期限の計算	第566条…………… 254(298)
V章 収益の通貨換算	第567~569条 …… 254(298)
VI章 最終規定	第570~585条 …… 255(299)

所得及びあらゆる性質の収入に課す租税法

第1部 個人税

第1編 納税者

第1章 ブラジル本籍者又は居住者

第1節 総則

第1条 ブラジルに本籍を有する者、又は居住する者で、本法律に従って決算した年間の純益が、第91条で定め大蔵省が毎年調整する法定免税額以上になった者は、国籍、性別、年齢、身分又は職業を問わず、所得税の納税者となる。(法令5.844/43第1条、同1.286/73第1条、同401/68第29条)

§1 現行法規に則り、自己の所有物と同じように所有権を有している財産から収入を受けた自然人もまた納税者となる。

(法令5.844/43、第1条の項)

第2節 法律上の住所

第2条 自然人の法律上住所は維持する意図を推測できる条件での住居を有している場所である。(法令5.844/43、第171条)

§1 民間又は公共の職業や役務を遂行している場合には法律上住所は、その職業又は役務が行われている場所とする。

(法令5.844/43、第171条1項)

§2 一国内に複数の住所を有する場合には法律上住所を関連当局に対し選択し、同一の場所で所得申告が継続的に提出されている時には、この選択は完了したものとみなされる。

(法令5.844/43、第171条2項)

§3 行政当局は、税金の徴収や監督が不可能だったり困難だったりする

選択住所については、これを拒否することができる。（法律5.172/66，第127条2項）

§ 4 - 2項の規定を守らない場合には、習慣的住居の場所をその住所と定めるか、これが不明確又はわからなければ、納税者の活動の本拠地をそれとする強制命令が下される。（法令5.844/43，第171条3項，法律5.172/66，第127条1項）

§ 5 - 前項の規定が実行不可能な場合には、本人の主な財産の存在する場所、又は課税の原因となる行為や事実の起った場所を納税者の定住所とみなす。（法律5.172/66，第127条1項）

第3条 外国に居住又は本籍を有する者の代理人の住所は、その習慣的住居若しくは代理営業所の存在する場所とし、場合によっては、前条の規定を適用する。（法令5.844/43，第174条）

§ 1 - 外国居住者が、少なくとも12ヶ月国内に滞在し、国内に代理人、代訟人等をおいていない時は、法律上の住所はその活動が行われている場所とする。（法令5.844/43，第174条の項）

第3節 未成年その他の不能者の所得

第4条 未成年及びその他の不能者の所得は以下の基準に従って課税される。

I - 未成年及びその両親の所得（法律4.506/64，第4条）

II - 後見人、管財人又は保護責任者による申告で各々の本人の名で成された不能者の所得（同法律第4条1項）

§ 1 - Iの規定は次の者には適用されない。

a) 独立した子息

b) 親権を行使している再婚婦人の初婚の子息で、別の所得申告を有する者

c) 労働による収入を得、別個の課税を希望する未成年の子息

§ 2 - 被支給者の支払い不能が確認され、一時的又は仮扶養料を含む。裁

判所の決定か合意に則って支給された扶養料又は年金の名目の収入は、本人の後見人、管財人又は保護責任者により本人の名で提出される所得申告を通じて課税が行われる。（法令 1,3 0 1 / 7 3, 第 3 条 1 項）

§ 3 - 前項の場合、一年間に受領した扶養料又は年金が、免税限界として定められた全額に満たない時は、それ以外の収入を持たぬ被支給者の扶養維持の責任者は、被支給者をその被保護者とみなして同人の所得をその申告に含めることができる。（法令 1,3 0 1 / 7 3, 第 3 条 2 項）

第 4 節 婚姻関係に於ける収入

第 5 条 婚姻存続中は、両配偶者は、個別に受理する年金も含めて、一体となって所得に課税される。（法令 5,8 4 4 / 4 3, 第 6 7 条, 法律 1 5 4 / 4 7, 第 1 条）

§ 1 - 結婚の制度が財産の分離のそれであるなら、配偶者のどちらも、当人の所得の別々の課税を選択することができる。（法令 5,8 4 4 / 4 3, 第 6 7 条 1 項, 法律 1 5 4 / 4 7 第 1 条）

§ 2 - 財産共有の制度の場合に、夫婦の長でない方が、市民年金又は軍人年金を含む共有や譲渡の不能な規定のついた労働又は財産から得た収入は、別々に課税することができる。（法律 3,4 7 0 / 5 8, 第 3 3 条, 法令 1,3 0 1 / 7 3, 第 1 条）

§ 3 - もう一方の配偶者が、免税額を超えぬ収入を得た場合には、夫婦の長は、その申告にこの収入を含めて、家族の義務に関する減税を申請することができる。（法令 1,3 0 1 / 7 3, 第 1 条）

§ 4 - 本条, § 1 と § 2 の場合、配偶者相方に免税限界の権利が保証されており、夫婦の長に帰すべき共通の子息についての控除以外は、もう一人の配偶者も、申告所得について成されたインセンティブの名目の

減税も含め、自身の所得の獲得に必要な費用の控除や、その被保護者の扶養負担その他固有の控除の権利を有する。

(法令 1,301/73, 第1条)

§ 5 - 夫婦の長は、別に所得申告を行う配偶者を扶養家族とすることはできない。(法令 1,301/73, 第1条の項)

第6条 配偶者の何れかの死亡により婚姻関係が解消された時には、生存者の名前で、本来の労働、個別に受ける年金、その他分割されるべき遺産に含まれないあらゆる財産から生存者が受ける金額に課税される。

(法令 5,844/43, 第68条)

§ 1 - 別居若しくは結婚取消しで婚姻関係の解消が起きた場合には、配偶者の各々が所得申告を行う。

§ 2 - しかるべく証明された家庭放棄による事実上の離別の場合には、捨てられた妻は自身の所得の申告を行い、関連の控除やその負担の差引きの権利を保証される。

第5節 遺 産 者

第7条 遺産者には、本節の規定を守り、自然人が従う義務を負う規則が適用される。(法令 5,844/43, 第45条3項, 法律 154/47, 第1条)

第8条 納税者の死亡の場合には、遺産の分割が認可されるが判決が行われた年の申告を含み、申告は、前年に得た所得を基に遺産者の名義で提出する。(法令 5,844/43, 第45条, 法律 154/47, 第1条)

§ 1 - 分割が認可されるか判決が行われれば、当該宣告が上訴期限を超えた日から10日以内に、財産目録作成者により、1月1日から認可又は判決の日までの所得の申告が提出されなければならない。

(法令 5,844/43, 第45条1項, 法律 154/47, 第1条)

§ 2 - 課税は、財産の分割又は判決までは、遺産者の名で行われる。

§ 3 - 財産目録作成者は、仲介する訴訟又は責任を持つ義務不履行の結果、
遺言者の負う相続に連帯責任を負う。（法律 5.172 / 66, 第134
条Ⅳ）

第 9 条 遺言状が開かれた後で、財産の分割又は判決が通知されていない間
は、本規則の設定する義務は、財産目録作成者の責任となる。

（法令 5.844 / 43, 第 46 条）

§ - 本条の扱う通知は、財産目録作成人又は相続人の何れかにより、証明
書類を添えて、遺言者の最終的住所の地の収税事務所で行なわれる。

（法令 5.844 / 43, 第 46 条の項）

第 10 条 第 9 1 条の規定する免税限界は、納税者の死亡の起きた年の翌年
度までとみなされる。（法律 2354 / 54, 第 22 条）

§ - それに続く年度では、純所得が免税限度を超える場合、その限度に合
わせずして、累進税が計上される。（法律 2354 / 54, 第 22 条）

a) 免税限度まで、1 クルゼイロごとに、第 9 1 条の扱う表中の最小率
を適用して。

b) 免税限度を超える部分については、上記 a) の旨とする表の累進を守
って。

第 11 条 遺言状の開封により、遺言者が先行する年度の申告を提出してい
ないことが判明した場合、もしくは所得を少く申告していたことがわかつ
た場合には、遺言者から第 5 3 3 条 I 項 C の規定する遅滞罰金を加えた関
連の税が徴収される。（法令 5.844 / 43, 第 49 条）

§ 1 - 財産目録作成者により過失が犯された時には、第 4 部の第 7 編と第
8 編に従い、関連の罰則が課される。（法令 5.844 / 43, 第 49
条 1 項）

§ 2 - 遺言状の開封までに、遺言者の負う税金の支払い不履行が判明した
時には遺言者から、通貨調整を行い支払い猶予利子及び第 5 3 1 条の罰
金を加えた税金の価額が要求される。（法律 5.172 / 66, 第 131 条Ⅲ）

第12条 遺産からこれを要求することが不可能な場合には、遺言者の納税義務の履行は、いかなる名義であれその相続人及び配偶者が、分割又は判決の日まで、未納税金の責任を個人的に負うものとする。この責任は、遺産の分け前、遺贈物、折半分割等の額に限定される。

(法令5.844/43, 第50条, 法律5.172/66, 第131条Ⅱ)

第5節 研究目的を含み、外国に住居を移す者

第13条 一会計年度内に国家の領土内から決定的に退去したブラジル本籍又は居住の者は、前年度の所得申告の他に、第422条1項の規定に従い、当年度の1月1日から第473条の定める目的の証明書が申請された日までの所得申告を直ちに行わねばならない。

(法律3.470/58, 第17条)

§1—ブラジル国籍の自然人で、ブラジル本籍の法人の外国出張所、支社、支局、代理店、又はブラジル本籍の法人が少くとも資本の5%以上に参加している外国国籍の団体、及びブラジルが加盟している国際的組織。これらの従業員として勤務する目的で国内から住居を移すか移したものは、所得税の目的については、国内の住所を維持することもできる。

§2—国内の住所を維持することを望んだ前項で述べる自然人が国外で受けた労働報酬は、前項で規定した条件が持続している間は、年間所得申告で課税不可能の中に含まれる。(法令1.380/74, 第3条1項)

§3—高等教育、技術その他の機関での研究の目的で外国に滞在するブラジル人は、ブラジルから出国した年に続く四会計年度間は、国内居住者の条件で所得申告を提出するこへができる。

(法令1.380/74, 第5条)

§4—本条3項の扱う自然人が、外国の本籍又は居住のものから受けた労働

働報酬は、年間所得申告で、課税不可能の項に分類される。

(法令 1.380 / 74, 第5条の項)

§ 5 - 国外に由来する所得の源泉は、現行法規の形式に則した証明を必要とされ、納税者は、国内での資産の増殖証明を含み、本条項の扱う課税不可能な所得の国内送金を常に証明しなければならない。

(法令 1.380 / 74, 第6条)

§ 6 - 本条の本文の場合、ブラジル出国ビザの取消し証明の申請の後、第343条d項の規定に従わねばならない。

(法律 3.470 / 58, 第17条3項)

第7節 ブラジルに住所を移した者

第14条 一 会計年度内に、ブラジル国内に住居を移し、その同じ年度内に、本規則に従い課税可能な収入を得はじめるものは、国内本籍又は居住のものとして、翌会計年度から納税の対象となる。

(法令 5.844 / 43, 第61条)

§ 1 - 本条の場合、ブラジル到着日から暦年の最終日までに得た所得を申告する。(法令 5.844 / 43, 第61条の項)

§ 2 - 外国居住者が、第344条の扱う源泉徴収制度に従属していてブラジルに移転する場合には、移転の翌年に、ブラジル国内居住又は本籍のものとして納税の対象となる。(法令 5.844 / 43, 第60条)

§ 3 - 前項の場合、申告には、第5項を守りつつ、第87条の形式で、移転の年の全所得、控除、割引きが含まれる。

(法令 5.844 / 43, 第60条の項)

§ 4 - 一 会計年度内にブラジルに移転し、その同じ会計年度内に決定的にブラジルを出国するものは、前条の最終部分の規定に従って課税対象となる。

§ 5 - ブラジルに移転した外国国籍の自然人が、ブラジル到着の日付に自身及びその被保護者の資産であり自然人登録証明書の入手のために申

告した財産に含まれている動産、不動産から受けた外国源泉の収入は、ブラジルに移転した年に続く五会計年度間の所得申告では、課税不可能として分類する。（法令1,380/74,第2条）

- § 6 - 1,970年から1,974年の間にブラジルに移転した外国人は、1,975年度についての申告に、1,974年12月31日現在ブラジル国外で自身又は被保護者の資産となっている動産・不動産を記載すればブラジルに移転した年に続く5年間のうち残る会計年度で、前項の恩恵を享受することができる。ただし、先行する年度のいかなる前償も禁止される。（法令1,380/74,第2条の項）
- § 7 - 第5, 6項の扱う外国に由来する所得の原因は、現行法規に則した証明を必要とし、納税者は、ブラジル国内の資産の増殖目的を含み、このような課税不可能な所得のブラジル国内への入金を常に証明しなければならない。（法令1,380/74,第6条）

第8節 外国政府及び国際組織の職員

第15条 次のものの受けた労働報酬は免税される。（法率4,506/64,第5条）

- a) 外国政府の外交官
- b) ブラジルが加盟し、協定や合意により免税を義務とされている国際組織の職員
- c) ブラジル国内の他国の大使館、領事館、事務所のブラジル人でない職員で、その国籍の国に於て同じ職務についているブラジル人に同じ待遇が保証されている時。

§ - 本条bとcの言及するものは、ブラジル国内で得た他の収入については、外国居住者として納税対象となる。

（法律4,506/64,第5条2項）

第2章 外国本籍又は居住者

第16条 第343条の規定に従い、外国居住又は本籍をおく者又はそれに準ずる者は、第343条から第349条に則り課税の対象となる。

(法令5,844/43,第97条)

第3章 公職で外国に居住するブラジル本籍者

第17条 ブラジル本籍者が、外国に滞在して外国通貨で在外ブラジル政府の出張所又は独立採算機関から所得を受ける時は、第316条と第380条の規定に基づいて課税の対象となる。(法令1,380/74,第8条)

第2編 自然人登録

第18条 納税者、非納税者にかかわらず、自然人は、大蔵大臣の判断で、自然人名簿に登録しなければならない。(法令401/68,第2条)

§一本条の扱う登録は、強制命令で行うことができる。

(法令401/68,第2条)

第19条 大蔵大臣は、自然人名簿登録の証明書類の呈示や説明が必要とされる場合を指定する。

第3編 申告対象の収入

第1章 総収入

第20条 各税表に於て、資本からの収入、労働による収入、又はその両者の合体、金銭での扶養料又は年金、そしてその他本規則で規定するあらゆる収入が総収入となり、申告される収入に対応しない資産の増殖も総収入のうちに含まれる。(法令5,844/43,第10条,法律5,172/66,第43条I,II,及び法令1,301/73,第3条)

§一いかなるものであれ共有の財産から受けた収入を申告する場合は、

その状況を説明しなければならない。(法令5.844/43, 第66条)

第21条 次のものは、該当する項の総収入計算に入る。

- a) 仕事の提供と引替えに、負債の取消し又は赦免があった場合、負債者が受益した金額 (法令5.844/43, 第10条1項a)
- b) 既に遺産者により納税された部分を除き、財産の分割又は判決に先立つ期間であっても、配偶者、相続人、遺産受取人に帰する権利に由来する金額 (法令5.844/43, 第10条1項c)
- c) 個人から旅費、滞在費として受けた金額、及び慈善基金の設立のための寄付金 (法令5.844/43, 第10条1項d, e, 法令1.089/70, 第4条)
- d) 受理の日の価額で、金銭に評価した物品収入 (法令5.844/43, 第198条)
- e) 国内で実行した活動に対し、ブラジル人が外国政府から受けた収入 (法令4.506/64, 第6条)
- f) 第22条の定める課税不可能な収入に由来する貯蓄から生じた利子その他のあらゆる利益 (法令5.844/43, 第10条3項)
- g) 有罪判決の言渡しにより、利子、謝礼又は停止した利益の補償金の名目で受け取った金額 (法令1.302/73, 第7条)
- h) 第13条2, 4項, 第14条5, 6項を除き、外国に存在する資本又は外国で行われた活動に由来するものであっても、ブラジルに送金したしないにかかわらず、外国で受け取った収入。(法令1.380/74, 第1条~5条)

第22条 以下のものは、総収入計算に含まれない。

- a) 被保険者の死亡により支払われた保険又は貯蓄証券の資金、並びに契約の棄権を含み、あらゆる場合で返還された保険料 (法令5.844/43, 第10条2項a, c)
- b) 贈与又は遺産として受けた財産の価額 (法令5.844/43, 第10条)

- 2項b)
- c) 第77条と第187条2項の形式で支給された奨学金
- d) 所有者が住んでいる建物の賃貸価額
(法令5,844/43,第10条2項)
- e) 法律の許可する限界を超えない,解雇又は労働契約の破棄に対する金銭での補償又は予告,並びに就労年数保証基金の法規定に準じて,従業員又はその被保護者が受けた金額(法律4,506/64,第17条Ⅱ,Ⅹ,法律5,107/66,第28条の項(法令20/66,第2条で修正))
- f) 仕事中の事故により受取った病氣補助金,事故補助金及び積立金
(法律4,506/64,第17条Ⅳ)
- g) 家族手当として受取った金額(法律4,506/64,第17条Ⅹ)
- h) その種の仕事の穏当な限界内であれば,破産の折,実際に価値を扱う間,その出納係や従業員に支払われる謝礼。
(法律4,506/64,第17条Ⅰ)
- i) 伝染性結核,精神異常,マラリア,失明,ライ病,不治の麻痺,重い心臓病,パーキンソン病の進行した症状,パーキンソン病,関節硬直,重い腎臓病等,専門医学の結論に基いた症状による退職金又は退職金
(法律1,711/52,第178条Ⅲ,法律4,506/64,第17条Ⅲ,法律5,678/71,第1条)
- j) ブラジル遠征軍の元戦士の退役又は死亡により,1946年1月23日付法令第8,794号&795号,及び1955年8月23日付法律第2,579号に従って支給された年金と手当て。
(法律4,862/65,第29条)
- l) 雇用主が従業員のために支払った団体での生命保険料(法律4,506/64,第17条Ⅴ)
- m) 雇用主が従業員のために維持又は支払った医師,病院,歯科医の診察

- 料（法律4,506/64,第17条Ⅵ）
- n) 雇用主が従業員に無料で支給した食事,又は支給した食事に対し徴収した金額とその市場価額の差（法律4,505/64,第17条; IX）
- p) 雇用主が従業員又はその家族のために提供したか支払った無料又は割引き運賃の価額（法律4,506/64,第17条Ⅶ）
- q) ブラジル中央銀行が市場に売出した国庫証券の売買又は買戻しの現行通貨による差額（法令1,338/74,第22条）
- r) 以下のものの通貨修正による変化
- I - 国庫修正義務のために承認されたものと同じ率で計算したあらゆる投資の変化で,いかなる前払いも禁止した上で,3ヶ月以内に受益者に支払われるか保証されるもの（法令1,338/74,第13条の項）
- II - 第511条3項の普及する寄託金が返済された時。
（法律4,506/64,第20条4項）
- III - 就労年数保証基金の寄託金（法律5,107/66,第28条1項
（法令20/66,第2条で訂正）
- IV - 国庫調整可能債券（法律4,357/64,第1条7項）
- s) 社会統合計画及び公務員資産形成計画により,勤労者又は公務員の個々の口座に保証された貯金,利息,通貨修正,分け前。（補足法7/70,第10条の項,補足法8/70,第3条,第5条の1項）
- t) 本部以外で実行された労働に対する食費及び滞在費に充てられた国庫からの日当,及び納税者及びその家族が居住地と違う場所に移転する際の費用と旅費の補償のための支度料（法令1,089/70,第4条）
- u) 軍用機での飛行,落下傘での落下,潜水艦上での潜水,潜水服又は装備した潜水等の活動に由来する費用の日当,支度料,交通費,交際費,滞在費及び基本的補償等,軍人が賠償金の名目で受ける金額
（法律5,787/72,第33条）

- v) 専ら証券及び動産の様々な形にその資本を適用することを目的として
いる投資会社及び法律4,728/65の第49条と第50条の言及する
共有基金による再投資又は持ち分の価格維持の形式で分配された特別配
当その他の利息の収入 (法令1,338/74,第11条)
- x) 就労年数保証基金の寄託金の利息 (法律5,107/66,第28条
1項-法令20/66,第2条で修正)
- z) 関連の権利の移譲を含む不動産及び株と資本分け前の偶発的な譲渡に
より受けた利益
- § 1 - 連邦市民代表委任の行使期間中に受けた給与の変動部分は、公共資
金から受けた日当とみなされる。(法律5,279/67,第2条)
- § 2 - 法令62/66,第2条に基づき徴収した収入の付加税の返還に由来
する収入も総収入の項に含まれない。(法令1,349/74,第2条,
第7条)
- § 3 - 株式の償還を行っている会社の消滅に於ては、額面価値の価額まで、
償還された株式に帰する金額は、課税対象所得とならない。(法律
2,862/56,第26条1項)

第2章 所得分類

第1節 総 則

- 第23条 申告に際して、所得は、配分されアルファベットと最初の8文字
で表わされる8つの税表に分類される。(法令5,844/43,第2条,
法律154/47,第1条)
- § 一 国内に居住又は本籍を有する自然人が外国で受取った収入は、ブラジ
ルへの送金の有無にかかわらず、外国に存在する資本又は外国で行われ
た活動に由来するものであるなら、納税目的では、国内で受けた収入に
対する現行の分類に従い、その性質によって各項に分類される。(法令

1,380/74, 第1条)

第24条 以下のように、第33条と40条で言及する財産と権利の占有、使用、享有又は開発で受けたあらゆる種類の収入は、該当する表の賃貸料又はロイヤルティとして分類される。(法律4,506/64, 第23条)

- a) 定期的又は非定期的、一定又は変動的に受け取った金額、歩合、配当又は利子。
- b) 財産賃貸人又は権利譲渡人の費用で第三者に支払われた被雇用者の労働又は独立した労働又は専門的労働の利子、歩合、仲買料、税金、手数料、報酬。
- c) 契約により、財産賃貸人又は権利譲渡人に支払われた権利金、利子、謝礼その他のあらゆる金額
- d) 契約に従い、財産又は権利の使用を補償する一部となっていれば、賃貸された財産の改善、工作費の総て、及び譲られた権利の保存費用
- e) 契約の満期前の破棄又は終結の賠償

§ 1 - 動産又は建物、又はその他賃貸人又は譲渡人のあらゆる財産の購入価格は、賃貸料又は譲渡人の承諾により契約の補償となっている場合、賃貸料又はロイヤルティに含まれる。(法律4,506/64, 第23条1項)

§ 2 - 特許の機械、設備又は器具の費用の支払いは、ロイヤルティとはならない。(法律4,506/64, 第23条2項)

§ 3 - dの場合を除き、賃借人により行われた工作又は改善は、賃貸人に対しては賃貸料に含まれず、賃借人にとっては、当該財産の耐久期間内で価格が下がりうるか、契約期間が財産の耐久期間より短かければ、契約期間中に償還されうる資本の適用となる。(法律4,506/64, 第23条3項)

§ 4 - 賃貸契約が賃借人に買取り選択を保証し、財産の購入価格で賃借料を補償することを考慮に入れている場合には、購入価格の支給である

支払い又はその分割払いの一部は、賃貸料として分類されない。

(法律 4.506/64, 第 23 条 4 項)

第 2 節 A 表の所得

第 25 条 税表 A には、第 328 条 1 項の規定を除き、公法のブラジル法人により発行された裏書き可能な記名の、もしくはわかれば持参人への記名証券、手形又は債券の一定又は可変の利子、割引き、年賦償還及びその他のあらゆる特別配当が分類される。(法律 4.506/64, 第 20 条 1, 法律 4.862/65, 第 25 条 1 項, 法令 100/67 第 2 条)

§ 1 - 本条の規定は、連邦の法律で明確に免税を保証されている連邦、州又は市の公債の利子、特別配当又は年賦償還には適用されない。

(法律 4.862/65, 第 25 条 1 項, 法令 100/67, 第 2 条)

§ 2 - 本条で述べる割引とは、決済の年に受けた割引きであり、差額が 5% 以下の場合には、課税から除かれる。(法令 100/67 第 2 条)

§ 3 - 公債の利息は、納税者がそれを申告に含めることを希望した場合には、以下の如くみなされる。(法令 1.338/74, 第 12 条, III, IV)

a) 1 年の総額が CR \$ 1.500.000 までは非課税分として。

b) 上記の限界を超える部分はすべて課税対象として。

c) 農業債の利子は非課税分として。

第 3 節 B 表の所得

第 26 条 B 表には、次の収入が利子として分類される。(法律 4.506/64, 第 20 条)

a) 第 328 条 1 項の規定と第 326 条の扱う証券の利子を除き、国内又は外国の民法の法人又は公法の外国法人により発行された、裏書き可能な記名又は識別持参人払いの、証券、債券その他記名の証券の一定又は可変の利子、割引、年賦償還及びあらゆる特別配当。(法律 4.506/64,

第20条II, 法律4,728/65, 第53条4項, 8項)

- b) 預金者が誰であれ, 割賦又は現金でのあらゆる目的の金銭での貯蓄の
利子
 - c) 貸しつけた財産の性質や契約, 証書の形式にかかわらず, 担保付又は
担保のない民間もしくは商業上の貸付けの一定又は可変の利子。
 - d) 公共又は私的な職業, 任務, 役割又は就職の契約, 義務, 行使を保証
する担保, 保証金, 寄託金の利子。
 - e) 同じ債務者又は預金者で維持されている当座勘定の利子の決算残金
 - f) 購入者が価格の一部又は全体を借りている場合の, 財産又は権利の譲
渡に由来する利子。
 - g) 第31条2項と第40条の項の扱う場合を除き, 判決に由来するもの
を含め, あらゆる性質の補償又は支払い猶予利子。
 - h) 情報と交換の取引きの利益
 - i) 引き出さぬ前の貸付基金の積立金の名目, 又は当座勘定の最低利子か
歩合の名目で, 債権者が, 融資契約又は信用貸しで受け取る金額。
 - j) 債権者が, 貸付けの満期前の決済に対する補償や賠償として受け取っ
た金額。
 - k) 協同組合の資本の出資者が受取る, 年12%までの定利子。
- § 1 - 儉約手帳の利子と配当金は次のように申告する。(法令1,338/
74, 第12条V)
- a) 一年の総額CR \$ 2,500.00までは, 非課税の所得として。
 - b) 上記の限界を超える部分は総て課税対象の所得として。
- § 2 - 記名又は持参人払いの, 自発的に購入された, 1974年7月22
日までの発行の不動産証書の利子は, 通貨修正した価額で計算したも
のが次の率を超えるものについては, 全体としてこの項に含まれる。
(法令1,145/70, 第2条, 法令1,188/71, 第2条, 法令

1.338/74, 第6条3項)

I - 基準年1974 - 6%

II - 基準年1975 - 5%

III - 基準年1976 - 4%

第27条 以下のものもB表に分類される。

- a) 保健証券の金額を超える贈与, 特別配当, 年賦償還及びその他のあらゆる利益。(法令5.844/43, 第4条5項a)
- b) 株式の発行又は購入価額と返還又は買戻しの価額の差額 (法令5.844/43, 第4条5項b)
- c) 割引き操作の利益(法令5.844/43, 第4条5項c)
- d) 総収入から除かれていた, 記名又は持参人払いの, 自発的に引受けた不動産証券で, それが購入の日から2年以内に売却されていた場合の利子。

第28条 利子は, 契役で隠されている場合には, 証券又は契約の通常率と性質を守った上で, 課税当局により定められる。(法令5.844/43, 第4条1項)

第29条 前条の規定は, 債権者が, 貸付けや負債の利子の明示を通告されても, それを行わなかったり, 実際を受取っている利子より低い利子を申告した時に適用される。(法令5.844/43 第4条2項)

第30条 買い手が売却の日までに関連の利子を支払う条件の, 二回の利子の満期時の間に取得した証券の収入は, 両方の総収入に比例計算される。(法令5.844/43, 第4条6項)

第4節 C表の所得

第31条 賃金労働の収入としての税表Cには, 勤務, 任務, 職務の行使で提供された労働又は仕事の報酬の総て, 並びに連邦, 州, 市町村の財源, 公社, 州立会社, 半官半民企業, 民間会社, 団体, 個人によって支払われ

た、以下のようなあらゆる収入と利益が分類される。(法律 2354/54, 第10条, 法律 4506/64, 第16条)

- a) 給料, 俸給, 賃金, 軍人給料, 酬賞, 利得, 補助金, 謝礼, 出席日当
- b) 付加金, 臨時金, 補足金, 保証金, ボーナス, 祝儀。
- c) 第13階給料を含む賞与, 罰又は収入に於る歩合, 利子, プレミアム及び分け前。
- d) 手数料と仲賃料
- e) 公共の財源から支払われる場合を除き, 転勤, 旅行等に対する支度料, 手当その他の利得 (法令 1089/70, 第4条)
- f) 法律が純所得の決定に於て, 控除や割引きを許していない, 給料所得者の個人的出費の支払い。
- g) 被雇用者が住み雇用主が第三者に支払っている不動産の賃借料, 又は雇用主が建物の賃借に対し支払っている金額と, その又貸しに対し被雇用者から少く受取っている金額との差。
- h) 法律が賃金労働者の義務としている税金又は寄付金の支払い又は返還。
- i) 被雇用者が保険の受取人であるか, 受取人を指定する場合, 雇用主によって支払われる被雇用者の個人生命保険料。
- j) 任務, 職務, 勤務の遂行に必要な出費又は交際費のための金額, 贈与, 補助金。
- l) あらゆる性質の市民又は軍人年金, 退役軍人恩給, 及びその他, ブラジル遠征軍の傷夷軍人へのそれを除き, 過去に行われた勤務, 任務, 職務に対し, 協会, 年金々庫, 又は政府機関, もしくは以前の雇用主から受取ったあらゆる収入。

§ 1 一次のものもC表に分類される。

I 一時又は仮扶助料を含め, 家族法並びに裁判所の決定や合意に基づいた扶養料又は年金の名目で金銭で実際に受理した金額。(法令 1301/73, 第3条, 4条)

- Ⅱ 一次の仕事の提供に関する報酬（法令 5,844 / 43, 第5条1項）
- a) 雇用関係での行商
 - b) 契約又は定款の義務に由来し、基準年に支払われるか保証されている会計又は経営顧問。
 - c) 民間又はあらゆる性質の株式会社の、契約又は定款の義務に由来し、基準年に支払われるか保証されている重役又は取締役（法令 1351 / 74, 第2条）
 - d) 報酬が基準年に支払われるか保証され、一定の月額で表わさる、個人企業の有資格者、あるいはその他あらゆる性質の団体の社員。（法令 1,351 / 74, 第2条1項）
 - e) 沖仲士、校正係等を含み、組合の有無にかかわらず、様々な会社に業務を提供する労働者（法律 3,807 / 60, 第4条C—法律 5,890 / 73, 第1条で削減、法律 4,357 / 64, 第16条）
- Ⅲ 第226条1項Cの形式を採用する場合、有限責任の分け前又は集団の名前で、個人会社の有資格者、企業の管理職者に対する基準年の総収入の10%（法令 1,350 / 74, 第8条I）
- § 2—本条の扱う報酬の支払いの遅延に対する遅延利子その他の賠償も、賃金労働の収入として分類される。（法律 4,506 / 64, 第16条の項）
- § 3—前記, 1, 2項につき、国内で活動することを許可された外国企業や商社の在ブラジル代表者も、株式会社の重役に値する。（法律 3,470 / 58, 第45条）
- § 4—本条の各C表及び第1項のⅡのb, c, dの扱う収入は、第179, 180, 183条で定められる限界を超える金額も含まれる。（法令 1,351 / 74, 第2条2項）
- § 5—第316条の形式で、米国ドルで受取った総収入の $\frac{1}{4}$ は、C項に含まれる。（法令 1,380 / 74, 第8条2項）

§ 6 - 前項につき、米国ドルでの価額は、申告年の公式ドル平均交換率での転換を行った後、所得申告に於てクルセイロにて記録される。
(法令 1.380 / 74, 第 8 条 3 項)

第 5 節 D 表の所得

第 3 2 条 D 表には、以下のような、これまでの項に含まれなかった労働の収入が分類される。

- a) 医師、技師、弁護士、歯医者、獣医、教師、経済学士、会計士、ジャーナリスト、画家、作家、彫刻家等の自由業の行使の謝礼 (法令 5.844 / 43 第 6 条 a, 法律 4.480 / 64, 第 3 条)
- b) 非商業的な職業及び業務の提供の収入 (法令 5.844 / 43 第 6 条 b)
- c) 雇用関係は持たないものの、自費で商業活動を行っているのではない、代理業者、代表者等の報酬 (法令 5.844 / 43, 第 6 条 C)
- d) 公共の財源からのみ支払われたのではない、公証人、公正証書係り、公務員等の裁判所奉仕人の手数料と謝礼 (法令 5.844 / 43, 第 6 条 d)
- e) 仲買手数料、ブローカー歩合、競売人や回漕員、その代理人や助手の手数料 (法令 5.844 / 43, 第 6 条 e)
- f) 建築、地誌、埋立て、石工等の仕事にしる、研究であれ建設であれ公共利用の仕事にしるあらゆる性質の、専ら手仕事の個人的請負い契約の開発の利益 (法令 5.844 / 43, 第 6 条 f)
- g) 芸術、教授法、科学、都市計画、建築技術設計、設備又は施設の作品の著作権。ただし、財産又は作品の著者や創作者により直接利用される場合は、H 項に分類される。(法律 4.480 / 64, 第 3 条, 法律 4506 / 64, 第 2 2 条 d)

第 6 節 E 表の所得

第 33 条 E 表には、賃貸料として、次のような、有形財産の占有、使用、開発に由来する全種の所得が分類される。(法律 4,506 / 64, 第 21 条)

- a) あらゆる性質の建造物を含む、土地、寄附、工作物の長期借地契約、賃貸、又貸し、使用权又は通行権料
- b) 自然又は人工の牧場、もしくは肥育用牧場の賃貸又は又貸し
- c) 個人の用水又は水力の使用、利用権料
- d) 映画の使用又は興行権料
- e) その他のあらゆる動産の使用、利用権料
- f) 工業施設の利用権料

§ 一建設された都市建物の賃貸価額も、それが無料使用を許している時には、E 項に入れられる。(法令 5,844 / 43, 第 7 条 1 項)

第 7 節 F 表の所得

第 34 条 F 表には、法人又は個人企業により分配される次の収入が分類される。

- a) 利益。第 108, 109 条の場合を含み、実質利益が算定されなければ推定又は任意利益を算定する。(法令 5,844 / 43, 第 8 条 a, 法律 154 / 47, 第 1 条, 法律 4,506 / 64 第 29 条 2 項)
- b) 総費用又は補足費用に記入されていない取戻し、及びそれらの勘定に記入されていても会社又は団体に提供された業務の報酬に相当しないもの (法令 5,844 / 43 第 8 条 b)
- c) 本条第 3 項と第 35 条の規定を守った上で、源泉のみの徴収を採用していない場合の、裏書き可能又は明らかであれば持参人渡しの記名株式に対する配当金とあらゆる特別配当 (法令 5,844 / 43, 第 8 条 c, 法律 4,154 / 62 第 3 条 4 項, 法律 4728 / 65 第 32 条,

法令 4 2 7 / 6 9 第 1 項)

- d) 会社の場合には各社員の参加分に比例して、または個人企業の場合には総括的に自動的に分配される利益として、第 2 2 6 条 1 項 c の扱う法人の総収入の 1 0 %。(法令 1.3 5 0 / 7 4, 第 8 条 II)
- e) 第 3 7 条 I と III の仮定を除き、次の場合に於る、新株の価額、資本の分け前及び利益や配当金を超える利息 (法令 5.8 4 4 / 4 3 第 8 条 d, I と II, 法律 1 5 4 / 4 7 第 1 条)
 - I - 償還、減価償却及び資産の再評価資金を含むあらゆる基金の利用
 - II - あらゆる基金から出資した資金での増資
- f) 第 2 3 7 条の扱う、滅資又は法人の消滅の場合に、準備金又は未処分利益の資本化に於る免税付の新株、受理した資本割当ての価額 (法令 1.1 0 9 / 7 0, 第 3 条 3 項 4 項)
- g) 社債その他の償還並びに、記名にしる持参人払いにしる、この種の証券のあらゆる収入と利子。(法令 5.8 4 4 / 4 3, 第 8 条 e 法律 4.1 5 4 / 6 2 第 3 条 4 項)
- h) 第 3 7 条の規定の場合を除き、会社又は団体の資産の評価により、有資格者と社員が受取った利得。(法令 5.8 4 4 / 4 3 第 8 条 d III - 法律 1 5 4 / 4 7 第 1 条で付加)
- i) 法人の管理者又は経営者に帰する利益配分と賞与 (法律 4.5 0 6 / 6 4 第 4 5 条 3 項)
- j) 第 2 3 3, 2 3 4 条に従い、偽装的に分配された利益又は配当金 (法律 4.5 0 6 / 6 4, 第 7 2 条)
- l) 納税者が申告で課税対象所得に含めることを望んだ場合、法律 4.7 2 8 / 6 5 第 4 9, 5 0 条の普及する共有基金又は証券や動産価額の様々な形式にその資本を適用することを専ら目的にしている投資会社から金銭で受理した収入の CR \$ 2,5 0 0.0 0 を超える部分 (法令 1.3 3 8 / 7 4, 第 1 2 条 II)

- § 1 - 返書き可能な記名の又は持参人払いの記名株の償還に於て、資本の減少を起させない、利益又は基金の利用は、課税対象の所得の分配とみなされる。(法律 2.862 / 56 第 26 条, 法律 4,154 / 62 第 3 条 4 項, 法律 4.728 / 65 第 32 条)
- § 2 - 本条に於て個人企業又は団体の有資格者や社員に支払われるか保証された利益とは、第 184 条の規定する条件で支払われ保証された金額とみなす。(法律 3.470 / 58, 第 2 条 2 項)
- § 3 - 公開資本の株式会社により分配された金銭での配当金や特別配当は、第 333 条 a の指定する形式で課税された時には、受取人が当該の税を前払いとみなす場合、受取人の所得申告に於て以下のような処置を受ける。(法令 1.338 / 74 第 9 条 1, 2, 3, 4 項, 第 10 条, 第 12 条 I)
- I - 非課税対象として分類するが、本表に含めるかは、受取人の選択によるもの。
- a) 年間 CR \$ 4,000.00 までの受理金額
- b) 受取った年に、同一の株式会社が他のあらゆる公開資本の株式会社の株の引受けに再投資された金額
- II - 前記 a, b の定める金額の総計を超える金額は本表に含まれる。
- 第 35 条 前条の第 3 項の扱う所得につき源泉徴収される税金は、申告に於て義務とされる税金の前払いとみなされる。(法令 1.338 / 74, 第 9 条 3 項, 第 12 条の項)
- a) 非課税分として分類された金額に相当する分は実質的価値により。
- b) 本表に含まれる所得の相当額はその価額の 2 倍半で。但し、課税所得を分配している会社が免税を受ける場合、あるいは割引きまたは特別の率の所得税の支払いを義務とされている場には、前記 a が適用される。
- 第 36 条 第 34 条 d, 第 108 条 1 項の規定を除き、法人資格の個人企業の有資格者に保証されるか支払われた利益は、同者の申告の F 表に計上さ

れる。(法律4,506/64第29条2項,法令1,350/74第8項)
第37条 次のものは、自然人の申告のF表に含まれる。

I-以下の事柄を通じての増資に由来するもの。

a)第223条1の事柄を含め、法人課税対象の準備金又は未処分利益の組込み及び同条Sと31, 32, 33項の扱う不動産譲渡の利益に由来する組込み。(法律4,862/65第49条,法令1,109/70第3条L項2項,法令1,260/73第4条)

b)第254条の旨とする自己運転資本の維持に相当する金額の組入れ(法令1,338/74第15条4項)

c)共和国内閣企画省の定めた率の限界内で行われた固定資産の通貨修正により生じた金額の組入れ(法律3,470/58,第57条18項,法律4,357/64第3条)

d)第197条6項と9項に従い、消耗の割当てにより形成された準備金の組入れ(法令1,096/70第1条6項7項)

II-受取人が専ら源泉での徴収を望む場合の、金銭での配当金と特別配当(法令401/68第13条,法令427/69第1条)

III-1970年7月24日付法令1,115号,1971年7月16日付法令第1,182号,1971年8月27日付法令1,186号,1972年12月29日付法令第1,253号,1973年7月6日付法令1,280号,1973年12月26日付法令1,298号,1973年12月28日付法令1,300号,1974年9月25日付法令1,346条,1975年2月19日付法令1,391号の形式で;国家経済に利益をもたらすと考えられる活動を行う企業又は保険会社の合併;吸収その他の合体や連合により受けた新株,資本割当て。

IV-個人企業又は株式,合名会社から,その有資格者や社員が受取った利益で,第337条の扱う源泉徴収を採用する場合(法令1,351/74第3条,法令1,380/74第9条,法令1,381/74第9条;法令

1.382/74第2条)

V-第283, 297条の規定に従い, 東北部, アマゾン, 漁業及び観光に関する事業に与えられるインセンティブの名目での減税又は免税価額の資本化により受取った新株, 資本割当ての価額 (法律5.508/68第35, 36条, 法令756/69, 第24条4項, 法令221/67第80条4項, 法令1.217/72第1条, 法令1.191/71第9条)

第8節 G表の所得

第38条 G表には, 次の事柄から得た純収入が分類される。(法令902/69第1条)

- a) 農 牧 業
- b) 動植物採取業
- c) 農業者, 牧業者自身が, 開拓された所有地の原料で行う, 農牧産物の加工
- d) 養蜂, 養鳩, 養蚕, 養魚等, 小動物の飼育

§1-本表の所得は, 第54~65条の規定に準じて決定される。

§2-文書による契約を通じ, 第三者に譲ねられた農牧業及び動植物採取業の小作人又は請負人は, 所得が各人に帰する割合に比例して, 別々に課税される。

第9節 H表の所得

第39条 H表には, 以下のものを含み, これまでの表に含まれなかった資本又は労働の収入が分類される。(法律4.069/62, 第52条)

- a) 利益分配により会社から受取ったもの。(法律154/47第12条)
- b) 通常, 商人又は工業家の職業が除外しないあらゆる職種の者が得た商工業の利益。(法律154/47第12条2項)
- c) 法人の資産の付加に相当する額で, これが申告で課税対象収入, 非課

税収入又は源泉徴収限定収入によって正当化されない時。(法律4,069/62, 第52条)

d) 第22条Xの規定を除き、あらゆる権利の停止に由来する純益に相当する金額。(法律154/47第12条2項, 法令9,4/66, 第2条)

e) 納税者が得るか消費した収入を証拠だてる富の外部徴候の利用を通じて、推定収入を基に任意に定めた収入(法律4,729/65第9条)

f) 1967年2月28日付法令第227号第74条に従い、本条1項の規定を守った上で、登録探鉱者が自らの探掘した貴金属、宝石、半宝石の法的資格を有する企業への売却により得た収入(法令1,370/74第1条1項3項)

g) 1964年7月16日付法律4,357/号第14条, 1965年7月14日付法律4,728号第56条1, 1965年11月29日付法律4,862号第28条1項の規定する控除に相当する金額で、納税者がその譲渡不可能又は保管の日から数えて2年以内に、上記法律で明記された証書を売却した場合。

§1—本条fの扱う収入の源泉の証明は、貸取り企業から探鉱者に渡された領収書に基くものとする。(法令1,370/74第1条2項)

第40条 以下のような権利の使用, 享用, 利用に由来するあらゆる種類の収入は、ロイヤルティとして分類される。(法律4,506/64第22条)

a) 森林を含む植物資源の採取, 伐採権

b) 鉱物資源調査, 採掘権

c) 発明, 製造方法と処方, 商工業の商標の使用と利用

d) 著作権, 但し、当該財産又は作品の作者や著者が受けた収入は、D表の所得に含まれる。

§1—ロイヤルティの支払いに於ける遅延に対する利子その他のあらゆる補償は、ロイヤルティの分類に付随する。

(法律4,506/64第22条の項)

第41条 あらゆる名目での、商工業商標、発明特許、製造方法や処方の譲渡による収入は、H表に含まれる。(法律3,470/58,第75条,法律4,506/64,第22条c)。

第三章 税 表 控 除

第一節 総 則

第42条 各税表で、職業の行使に関連する特殊税を含む、本章の述べる収入の受理に必要な経費は控除することができる。(法令5,844/43第11条,法律154/47第22条)

§1—許可される控除は、実際に支払われた経費(法令5,844/43,第11条1項)

§2—一つの表で控除された経費は、別の表では控除されない。(法令5,844/43,第11条2項)

第43条 総ての控除は、課税当局の判断で、証明又は証拠を必要とされる。(法令5,844/43,第11条3項)

§1—申告された総収入に対し、誇大な控除が申請された場合、もしくはそれらの控除が不合理な場合は、本章の規定に従って、納税者への聴問なしに非難することができる。(法令5,844/43,第11条4項)

§2—本規則に準じて要求された証明や証拠の欠落により非難を受けた控除は、訴訟が行政範囲内で控訴不可能となつてからは回復されない。(法令5,844/43,第11条5項)

第44条 本章の述べる賃借料、手数料、歩合、給料、俸給及び謝礼は、それを受取る者の名前と住所並びに支払われた金額が指定されている時のみ、控除を許可される。(法令5,844/43第17条)

§1—賃借料やロイヤルティの控除は、場合によっては、第176,177

条の定める条件にも従わねばならない。(法律4.506/64第71条)

§ 2 個人が、住居用建物のように収入を生まない財産の使用により支払った賃借料は控除の対象とはならない。(法律4.506/64,第71条の項a)

第2節 A表の控除

第45条 A表では、手数料及び仲買歩合の控除が許可される。(法令5,844/43 第12条)

第3節 B表の控除

第46条 B表では、手数料及び仲買歩合の控除が許可される。(法令5,844/43 第13条)

第4節 C表の控除

第47条 C表には、次の控除のみ許可される。(法律4.506/64,第18条)

- a) 退職金及び年金の協会や組合、又はその他の公益基金への出資
- b) 各職種の代表組合への組合費その他の分担金
- c) 技術的職能の遂行に必要な本、雑誌、新聞等の購入や予約費、及び學術団体の分担金
- d) 被雇用者の出資による、任務、職務、勤務及び労働の遂行に必要な器具、設備資料の購入費
- e) 居住地外への旅行や滞在の場合、個人的旅費、食事代、宿泊費並びに荷物の運搬費、陳列場所の賃借料。

I - 雇用主によってこれら費用が支払われた場合は、十分に証明、正当化されれば、これらの支出に対し受取った金額まで。

II - 下記IIIを除き、被雇用者が支払った場合、実際に証明されたもの。

Ⅲ－証明にかかわらず、行商人自身の出費となる場合で、総収入の30%まで。

f) 販売人、普及員、集金人、検査員、収税官等、常に移動する外廻りの仕事を行う器公人や従業員の移動費用で、総収入の5%までは、被雇用者の出費となる場合証明にかかわらず。

g) 居住地以外に納税者とその家族が移転した場合、その移転費用の補償として、個人団体が支払った日当と支度料。

h) 仕事や勤務に必要とされる制服や特別服の購入で実際に支払われた費用で、雇用主に支給されず、次の限界を超えないもの。

I－観客の前で演技する俳優や歌手の場合総収入の20%。

II－その他の場合には総収入の5%。

i) 雇用者の不正行為によるものを除き、保険又は破産時の謝礼で保証されていない時、会計係その他実際に価値を扱う雇用者によって支払われた損害と帳簿の差額。

j) 貸金労働者が、その教育、訓練、改善のために受けた借付けの利子や償還義務。

l) 弁護士謝礼を含む、収入の受理に必要な裁判行為の費用で、納税者が、賠償なしに支払う場合。

§1－過去に行われた勤務、任務、職務に対し、以前の雇用主又は退職金、年金の協会から受けた市民年金、軍人年金、恩給その他のあらゆる収入は、aとlの規定の控除のみ許可される。(法律4506/64、第18条の項)

第5節 D袋の控除

第48条 D袋では、基準年に行われる収入の獲得と生産源の維持に必要な、職業活動経費の控除が許可される。(法令1198/71、第3条)

§1－本条の扱う控除は、次の通りに許可される。

- I - 経費の証明や明細にかかわらず、総収入の20%まで。
- II - 納税者が、基準年内に、当該管轄区の税務署に記帳して、総収入と控除の真実性を表明する時には、総収入の20%以上。
- § 2 - 設備の購入価額とその耐久年数から定められた減価の合理的な割合は、控除することができる。(法令1.198/71, 第3条)
- § 3 - 活動の実行のために、個人住居用の貸し家が利用される時には、収入源活動に充てられた不動産の賃借料の控除が申請されてない限り、賃借料の $\frac{1}{5}$ の控除が許可される。(法令1.198/71, 第3条)
- § 4 - 利益分配の名目で第三者に支払われたと申告した利益並びに手数料、歩合、謝礼の割当て分の控除は、支払いの理由及び受益者が明確に示されない限り許可されない。(法令1.198/71, 第3条)
- § 5 - 納税者の記帳と登録は、必ずしかるべき書類で確証されねばならず、これは、5年間の時効の切れない間は、徴税使用のため納税者の手元に残される。(法令1.198/71, 第3条)
- § 6 - 大蔵大臣は、本条及び第49条の言及する費用の控除に対し、異なる限界と条件を定めることができる。(法令1.198/71, 第3条の項)
- 第49条 納税者が、その所有する乗物で、荷物や乗客の運送業務の提供による収入を得る場合には、証明にかかわらず、職業活動の必要経費として、各々、総収入の60%と40%の控除が許可される。(法令1.198/71, 第3条)

第6節 E表とH表の控除

- 第50条 E表とH表では、各々、賃貸料又はロイヤルティの受取人は、以下のものを控除することができる。(法律4.506/64, 第24条)
- a) 収入を生む財産や権利に課される連邦、州、市の租税と謝礼
- b) 永代小作契約の場合、永代借地料と居住料

- c) 収入を生む財産又は権利の購入に対し支払う価格の残金にかかる利子
- d) 収入を生む財産の保険料
- e) 共有財産の保存経費
- f) 収入の徴収や受理に支払った費用
- g) アパート、共同住宅、集団の建物又は私道の建物の場合には、電気、冷房、暖房、水の冷却、管理人とエレベーター系の俸給、エレベーターの維持、清潔保存用品の消費代、又は場合により、それら経費の分担。
- h) 又貸しの不動産の居住に対する賃借料。

§ 1-賃借料の場合、cとfの控除は、各々、申告された総収入の10%と5%を超えてはならない。

第51条 H表では、第50条の規定する控除の他に、基準年中に行われた職業活動に関わり、収入獲得及び生産源の維持に必要な経費も控除することができる。(法律3470/58, 第14条)

§ 1-1984年度までは、第39条fの扱う収入の90%までの控除が、証明にかかわらず許可される。(法令1370/74, 第1条)

第52条 前項の旨及する費用は、第48条4項の規定に従った上で、証明を通じてのみ許可されうる。(法律3470/58, 第14条の項)

第4章 純 収 入

第1節 総 則

第53条 各表で、総収入と控除の差額が純収入となる。(法令5844/43, 第18条)

§ 1-控除が申請されなかったり、控除に当てはまる分の無い場合、総収入が純収入となる。(法令5844/43, 第18条の項)

第2節 農牧業及び動植物採取業の純収入

第54条 第38条の列挙する活動の所得は、次の方法の何れかで計上される。(法令902/69, 第2条)

I-推定(A形式)-基準年に得た総収入がCR \$ 226,200.00を超えない時。B形式を採ることもできる。

II-記帳(B形式)-基準年の総収入が前記Iの限界を超え、CR \$ 226,200.00を超えない時は、初歩的又は簡単な記帳による。

III-計算(C形式)-税務署にしかるべく登録された帳簿に、正しく記載するもので、基準年に、CR \$ 226,200.00を超える総収入を得た者には義務とされ、それ以下の収入の者にも採用を許可される。

§1-本条の規定を守らない場合は、大蔵大臣の定めた規則に従って課税対象収入の任意決定を招く。(法令902/69, 第2条2項, 3項)

§2-第38条の列挙したものとは別の、他の活動で得た収入を、不正に税を軽減する目的で、G表に記入することは、罰則の適用に於て、明らかな詐欺の意図となる。(法令1382/74, 第5条)

第55条 推定所得(A形式)は、存在する要因から推定できる費用を、基準年の総収入から差引いて、納税者自身が計上する。

(法令902/69, 第3条)

第56条 農村活動へのインセンティブとして、また課税に対しては、計上した所得をその価額の80%までに減少させることができる。

(法令902/69, 第4条)

§1-インセンティブの代表的減小は、基準年内に行われた農村活動の開発への投資を、先ず各々の形式の投資の特定価額を第58条の普及する係数で掛けて計算する。(法令902/69, 第4条1項)

第57条 生産の拡大及び生産性の向上を旨とする農村活動の開発を目的とし、以下の事柄として実行された、基準年内の財源の適用は、投資とみなされ

る。(法令902/69,第4条2項)

I-建設に由来する改良,設備化,改善,永久耕作,森林資源,人工牧場

II-トラクター,設備器材,機械,発動機,貨物運搬や突用の車,耐久年数1年以上の器材や財産,荷役,生産,肥育の動物の購入

III-所有資源の効率的利用や農村開発の向上を旨とする,しかるべく契約された専門技術業務

IV-種畜,種,選別苗,土壌改良剤,化学肥料,種痘及び動植物疫病予防剤等,生産性の向上にめざましく貢献する資本財。

V-労働者の住宅,娯楽教育,保健活動用の建物,ベランダ等,農村労働者の社会経済的向上を特に旨とする活動。

VI-所有地への接近や巡回を容易にする道路

VII-通信及び電力の敷設

VIII-機関の管理者や計理係を始めとする,農村活動に於る専門家の育成奨励金

IX-以下のものの自発的取得に用いられた金額

a)生産者の協同資本の持分

b)国立協同信用銀行の株式

c)農牧業の産品の輸出を行う企業又は生産者組織の資本の株式や持分

§1-IXの扱う投資の形式は,株式,又は持分の譲渡不可能期限を含め,大蔵大臣の下す規則に従わねばならない。(法令902/69,第4条2項)

§2-本条の扱う投資が,本規則の形式内で,営業費の一部となっている場合は累積的に総収入から控除することができ,第56条の言及するインセンティブの対象として考慮することができる。

第58条 大蔵大臣は,第56条1項並びに第57条で言及した投資に適用する係数を決定する権限を有す。(法令902/69,第4条2項)

§1-大蔵大臣は,随時この係数を変更することが出来るとともに,新し

い要素の組込みや除外のために投資形体を再検討することができる。

第59条 許容されうる投資の価額に対する係数の適用結果が、第56条の定める削除限界を超える時には、超過分は、続く3年間で全体的又は部分的利用として分けることができる。

第60条 第56条に準じて、計上価額の80%までの削減が行われた後、こうして得られた額の50%分のみ、G表の収入として分類される。(法令902/69, 第4条4項-法令1074/70, 第1条にて付加)

§1-あらゆる場合に於ても、本節の扱う基準によって得られたG表の課税対象純収入は、総収入の5%までに制限される。(法令902/69 第4条6項-法令1074/70, 第1条で付加)

§2-G表に含まれるべき課税対象収入は、所得申告書に添付される専用の書式記入をもって表明する。

第61条 記帳によつて証明する、一年間の計上損害は、続く3年間に得られる純収入で、全体的又は部分的に補償することができる。

第62条 第57条に準じ、投資とみなされる自己又は第三者の資金の適用の証明は、財務書類、仕切り状、複本、領収書、またその適用対象を明確にするため、業務提供契約、融資機関の調査報告書、及び出費書等の証明書類の呈示によって行われる。

第63条 賃貸者とそれに類する者は、基準年に行った投資により得た収入を申告する。(法令902/69, 第5条)

第64条 記帳の帳簿又はカード、及び申告の基礎となる書類は、5年間の時効のきれぬ間は、財政当局への呈示用として納税者が保管しなければならない。

第65条 所得がすべてG表の収入となる納税者は、大蔵省の定める個人税一般規定に準じて、申告及び納税につき免除限界を保証される。

第5章 総所得

第66条 総所得とは、各税表の純収入の合計をさす。(法令5,844/43, 第19条)

第67条 一税表限りの収入の場合には、その純収入を純所得とみなす。
(法令5,844/43, 第19条の項)

第6章 総所得控除

第1節 総則

第68条 第42条1項と第43条2項に従い、第65, 67条の言及する総所得は、本章で定める控除を許可される。

§1-第13条1項の扱う自然人は、外国での本籍又は居住者に支払った費用を、総所得から控除することはできない。

(法令1,380/74, 第3条2項, 同第4条)

第69条 扶養家族、裁判所の決定や合意に基づき家族法で許可される扶助料、納税者が扶養する21才未満の貧しい未成年の養育と教育、医師、歯医者及び入院費に関する控除を除き、その他の控除の合計は、比例的及び累積的に、納税者の総所得の50%を超えてはならない。(法律4,506/64, 第9条, 法令401/68第6条2項, 法令1,198/71, 第1条3項, 法令1,301/73, 第2条)

第2節 扶養家族

第70条 総所得から、配偶者にCR\$ 4,500.00, 21才未満又は身体傷害の子供、未婚の娘、身寄りがないか夫の遺産のない未亡人、両親の扶助のない未成年か身体傷害者、以上各一人につきやはりCR\$ 4,500.00を控除することができる。(法律3,470/58, 第36条, 法令401/

68, 第6条)

§1 - 以下の金額も、扶養家族費の名目で控除することができる。

a) 一時又は仮扶助料、もしくは、課税当局の慎重な判断で、労働不可能な祖父母、両親、兄弟姉妹に確かに支払われたとみなされる民法の許容する扶養料を含み、家族法の規定に準じ裁判所の合意や決定を遂行する扶養料又は年金の名目で実際に支払われた金額。(法令5,844/43, 第20条1項, 法律154/47, 第1条, 法令1,301/73, 第2条, 第4条)

b) 納税者が養育、教育し、所得税の適用に於ては、嫡出子、認知嫡出子、認知私生児及び養子と同資格となる。21才未満の貧しい未成年一人につき、子孫に対する控除と等しい額(法律3,470/58, 第64条, 法律4,862/65, 第3条2項, 法令401/68第6条2項3項-法令484/69第1条にて補足)

c) 第4条3項の仮定で、納税不能者が免税限度以下の扶助料を受け、その保護責任者が被扶養者の収入を申告に含めている場合、被扶養者分の金額。(法令1,301/73, 第3条2項)

§2 - 本条の本文の規定では、自身の収入を持たないか、持っても納税者の申告に含まれている。嫡出子、認知嫡出子、認知私生児及び養子が対象とされる。(法令5,844/43, 第20条4項)

§3 - 本条1項aの場合、裁判官がそれを決定している場合の金額、又は子息の控除と等しい金額が控除される。(法律3,470/58, 第64条)

§4 - 本条の本文の言及する未成年の子息及び本条1項bの扱う貧しい未成年に、自身の収入をもたない24才までの高等教育機関通学中のそれも含まれる。(法律1,474/51, 第1条c, 法律4,862/65第3条2項)

§5 - 前配偶者の扶養の責任を負わない別居中の納税者は、扶養家族費と

して、その相続人に含めたものの結婚には法律上の障害が存在している場合、最低5年間経済的に納税者一人に依存している人間を控除することができる。(法律4,242/63第44条, 法令401/68第6,1項)

§6 - 別居又は結婚の取消により婚姻関係が解消された場合、各配偶者が、民法第327条1項の規定に準じつつ、養育する子息についての控除を求めることができる。(法令5,844/43, 第20条, II)

§7 - 扶助料支給が開始された年については、扶養者は、12月31日までに実際に支払った金額の控除が、被支給者が被保護者とみなされる時には、扶養家族控除に対する定額の控除の何れかを選択することができる。(法令1,301/73, 第2条1項)

§8 - 基準年の最終日まで65才となった納税者は、扶養家族の項で、被扶養者2名に値する額の付加控除を求めることができる。(法令1,351/74, 第4条)

§9 - 第13条1項の扱う自然人は、国内にいない被保護者についての扶養家族費を総所得から控除することはできない。(法令1,380/74, 第3条2項, 第4条)

第3節 医師、歯医者への支払い及び入院費

第71条 次のものは総所得から控除することができる。

a) 納税者又は扶養家族についての医師や歯医者への支払いは、その受取人の氏名と住所が明記され、課税当局の判断で、明細、証明されているなら、控除することができる。証明書類のない場合には、支払いを行った小切手を呈示することもできる。(法令5,844/43, 第20条I - 法律154/47第1条で補足)

b) 納税者又は第70条とその項に基き扶養家族に含まれる者の入院費。(法律3,470/58第64条)

§ 1 - 入院費、医師や歯科医の診察費が、保険で補償されている時には、
本条の扱う控除の対象とはならない。(法律4.506/64, 第9条
4項)

第4節 個人的負債の利子

第72条 個人負債の利子は、債権者の氏名と住所、負債の名目及び金額が
明記されていれば、総所得から控除することができる。但し、各税表控除
に含まれたもの、利益の偽装分配としてみなされる貸付けに由来するもの、
及び第54条から57条で扱う所有物の維持又は開発のために受けた貸付
けに由来するものは除外される。(法令5.844/43第20条a, 第3
項, 法律4.506/64, 第72条)

§ 1 - 法人により借方に記入された、当座勘定の利子は、次の日付で実際
に支払われたものとみなされる。

- a) 残高が貸方の時には、利子の借方記入の日にその残金の価額で。
- b) 残高が借方の時には、利息を課した後、振込むか手渡された金額の
貸方記入の日付に、その貸方価額で。

§ 2 - 信用貸の機関に支払った手数料や規定料金も、総所得の控除に於て
は、個人的負債の利子と同資格となる。

(法律4.506/64第9条1項)

§ 3 - 個人的負債がC R \$ 5,100.00を超える場合には、総所得の6%
に制限される。(法令1.198/71, 第1条とその1項)

§ 4 - 大蔵大臣は、前項の定める制限を変更することができる。(法令
1.198/71, 第1条4項)

§ 5 - 第3項の規定は、住宅融資システムの借主によって実際に支払われ
た利子には適用されない。(法令1.198/71, 第1条2項, 法令
1.358/74, 第3条)

§ 6 - その金額が、負債の保証金の形成のために一定期限内の寄託を通じ

て利用される，信用貸，貸付け及びそれに類する債権契約による利子は，控除の対象とはならない。

第5節 生命保険料

第73条 国内の会社又は国内で活動する当局に支払われた保険料は，保険人の氏名と証書の番号が明記されていれば，CR \$ 5,000,000までは，総所得から控除することができる。但し，申告総所得の $\frac{1}{6}$ を超えたり，唯一保険料への持参金保険料は含めることができない。（法律3,470/58第36条）

第6節 個人傷害保険料

第74条，第73条と同じ条件で，その配偶者と被保護者を含む納税者の入院費，医者歯医者の診察治療費の保証を目的とする保険料と個人傷害保険料は，総所得から控除することができる。（法律4,506/64，第9条3項）

第7節 臨時損害

第75条，火災，嵐，難破又はこれに類する事故等の偶発事又は不可抗力から起こされた臨時損害は，保険や賠償にかけてない時には，総所得から控除することができる。（法令5,844/43，第20条C）

第8節 寄付と贈与

第76条 慈善，教育，学術調査又は芸術を含む文化の団体に与えられた寄付金と贈与は，受益団体が少くとも次の要件を満たしている時には控除することができる。（法律3,830/60第1条，第2条）

1-ブラジルで合法的に設立され，承認された定款を厳密に守って規則的に活動している。

Ⅱ－国家、州又は連邦区の当該機関から公式に公共利用のものとして認められている。

Ⅲ－半年毎に、前期の収入と支出の決算を公表する。

Ⅳ－いかなる形式や口実に於ても、管理者、維持者、会員に、利益や特別配当や利得を分配しない。

§ 1－非経済的目的で、次の特別計画の実行を担う公共又は民間の特殊団体への贈与も控除することができる。

a) アマゾン開発庁の承認した天然資源と農牧資源の調査の専門的教育、
(法令 7 5 6 / 6 9 第 3 1 条, 第 3 2 条 b)

b) 漁業開発庁の承認した漁業資源の調査及び漁業の専門的教育(法令
2 2 1 / 6 7, 第 8 5 条 b, 第 8 6 条)

§ 2－本条の扱う寄付や贈与の支払い証明は、受益団体の領収書又は申告による。但し、徴税及び課税当局が、法律の忠実な遂行の確認のために、受益者団体を含む調査を行うことを助げるものではない。

(法律 3 4 7 0 / 5 8, 第 1 0 6 条の項)

§ 3－寄付と贈与は、前項の形式で証明されない場合でも、納税者が受益団体を明示し、贈与が CR \$ 7 4 0.0 0 以上であれば当該受益団体が贈与者の氏名、その自然人登録番号(CPF)、贈与の形式と基準年の贈与金額を記入した、検察庁査証の公式書式を、書留郵便で当該機関に送付すれば、控除することができる。(法律 3 8 3 0 / 6 0, 第 4 条の項)

第 9 節 知的生涯の奨励金及び研究奨学金

第 7 7 条 国内又は国外での知的生涯賞与金又は学問、専門技術修得奨学金は、その条件が、自由、公開申込みの志願者に満たされるべく事前に公表され、申込み者に完全な審査が保証されており、賞与金、奨学金が次の団体を通じて与えられるなら、総所得から控除することができる。

(法律3830/60, 第3条1項, 2項, 3項)

- a) 文芸アカデミー
- b) 国内で合法的に設立され活動している学術, 文化, 芸術の団体。
- c) 国内で合法的に認知され活動を許可されている大学, 単科大学, 高等専門, 又は中等の教育団体。
- d) 発行部数の多い, 出版機関又はテレビを含むラジオ放送会社。

第10節 鉱脈探鉱費用

第78条 探鉱にかかる費用は, それが連邦の法令で承認され, 有資格の鉱山技術者又は, 地質専門家の直接指揮下, 国家鉱物生産局が予算を承認した調査計画に直結して行われ, その支払った費用が同局によって証明されているなら, 総所得から控除することができる。

(法律3470/58, 第110条)

第79条 探鉱を含む天然資源の調査に直接又は間接的に支払われ, アマゾン開発庁の承認した計画で, 同庁管轄区域内でかかった費用も, 総所得から控除することができる。(法令756/69, 第31条, 第32条a)

第11節 漁業資源調査費用

第80条 漁業開発庁の承認した計画に基づいて行われた漁業資源の調査に直接, 間接的にかかった費用は, 総所得から控除することができる。

(法令221/67, 第85条a, 第86条)

第12節 教育費

第81条 納税者の教育, 又は別個の申告を行わない時にはその配偶者と第70条1項bの曾及する子孫と未成年者の教育にかかった費用は, 総所得の20%まで控除することができる。(法律4,357/64, 第15条, 法律4,862/65第3条2項)

第82条 第47条jの扱う費用は、前条の規定から除外される。

第83条 同時に他の養育費を支払わず、貧しい未成年を教育している納税者は、第81条の規定の定める被保護者に対する限界まで、その実際の費用を控除することができる。(法令484/69, 第1条)

第7章 最 終 規 定

第84条 総所得並びに個人申告で申請された控除に関する金額で、1クルゼイロの端数は切捨てられる。(法令352/68第3条1項)

第85条 国会は、証明にかかわらず、控除の限界を決定することができる。(法令427/69, 第4条)

<第4編> 純所得, 税基準, 範囲, 計算

第1章 純所得と税基準

第1節 純所得

第86条 前編第6章の扱う総所得から控除を差引いたものを純所得とみなす。(法令5844/43, 第21条)

第2節 税基準

第87条 税基準は、課税が行われる年度の直前の暦年に対応する総所得、税表控除及び総所得控除から得られる。(法令5844/43第22条)

§1 - 基本の決定には、第88条の規定を除き、前期に端を発しているものを含み、当該年に法律上受取人のものとなっている所得総てが計算される。(法令5844/43第22条2項, 法律154/47第14条)

§2 - 申告所得の真実性並びに税表控除と申請控除の真実性につき、課税当局は規則的に行われ証明書類を添付しているなら、納税者の登録を

許可することができる。(法令5,844/43,第23条)

§ 3 - 登録用の帳簿には訂正, しみ, 削除があつてはならず, 納税者の本籍の税務署により登録, 認証されていなければならない。(法令5,844/43第23条の項)

第88条 次のは, 事前の証明があれば, 該当する限りの会計年度に等しく配分することができる。(法律154/47第7条, 第14条)

a) 先行する年に提供された労働や業務の報酬で, 累積収入が次のものに由来し, 受取り年の納税者のその他の所得の10%を超える額の時。

I - 負債者がそれまで支払い不能であった。

II - 当該支払いについて, 裁判又は行政上の争いがあった。

III - 自由業の酬礼や報酬の場合, 契約上の規定が累積, 又は終了時の受取りを見込んでいる。

b) その開始から18ヶ月以内に終了しない財産目録作成の場合, 遺言執行人の賞与又は二十分の一額(法律4,506/64, 第19条II)

c) 資格付与が遅れ, その後に受取った一年以上の年金。(法律154/47, 第14条)

d) 芸術, 教授, 学術, 都市計画, 建築及び施設や設備の技術的設計等の作品のロイヤルティと著作権で, ある一年に受取った収入が, 過去5年間の同収入の平均を30%以上超えない時。(法律4,506/64, 第19条III)

§ 1 - 本条の扱う収入で, 5年以上の期間に相当するものは, その受取りの年を含む過去5ケ年に分配される。(法律3,470/58, 第3条1項)

§ 2 - 収入が, その受取りの日から数えて過去5年に関っている時には, 課税については, 同じ5年間に, 等しく計算される。(法律3,470/58, 第3条2項)

§ 3 - 前記aのII及びcの言及する収入の場合, 本条第1項と第2項を除

き、判決により該当する会計年度に配文が行われる。

§ 4 - 本条の扱う数会計年度にわたる収入の分配の権利は、受取りの年に該当する年度申告の提出期日までに申請された時のみ許可される。

(法律 3470 / 58 第 3 条, 法令 401 / 68 第 25 条)

§ 5 - 本条の規定の適用には、第 517 条と第 518 条の規定は優先しない。(法律 154 / 47, 第 7 条 1 項及び第 14 条)

第 2 章 課税範囲と計算

第 1 節 課 税 範 囲

第 89 条 自然人は、第 91 条の定める累進税率の適用を通じて、第 86 条の扱う純所得に対し計算する税金の対象となる。

§ 1 - 税金の計算に於ては、課税差額の返還又は徴収のために、第 35 条 b の規定を守り、留保税に相当し、申告に含められた収入に対し前払いとして源泉徴収された額が、計上総額から差引かれる。

(法令 94 / 66, 第 9 条)

§ 2 - 源泉で前払いとして留保された税は、申告で課される税で補償されるよう、基準年の 12 月 31 日までに大蔵大臣の定める係数でその価額を修正される。第 35 条 b で考慮された税金は、この目的では計算されない。(法令 1351 / 74, 第 1 条及びその項)

§ 3 - 申告で源泉留保された税を差引く個人は、第 373 条の言及する種類の一枚でその源泉を明示しなければならない。

(法律 4154 / 62, 第 13 条 3 項)

第 90 条 外国に存在する源泉に由来する収入を申告する個人は、ブラジルに於て生じた収入について同じ扱いの相互関係が存在しているなら、第 91 条に準じて計算した累進税から、その収入の発生した国で徴収された分を差引くことができる。(法律 4862 / 65, 第 5 条)

§ 1 - 本条の旨とする差引きは、その収入を除外して計算した税金と、その収入を含めて計算した税金との差額を超えてはならない。

§ 2 - 外国通貨での収入とその税金は、第 5 6 8 条の形式で国内通貨に換算しなければならない。

第 2 節 累進税の計算

第 9 1 条 ブラジル本籍又は居住の自然人が毎年負担すべき累進税は、次の表に基いて徴収される。(法令 1.286/73; 第 1 条)

純収入級 CR\$	税率%
13,900.00 以下	免税
13,901.00~15,000.00	3
15,001.00~19,900.00	5
19,901.00~27,600.00	8
27,601.00~39,100.00	12
39,101.00~53,000.00	16
53,001.00~71,000.00	20
71,001.00~92,600.00	25
92,601.00~133,900.00	30
133,901.00~170,000.00	35
170,001.00~235,000.00	40
235,001.00~289,300.00	45
289,300.00 以上	50

§ 1 - 各級で、税金は、1 クルセイロン以下の端数を切捨てて、各々の制限内の収入に課して計算される。

§ 2 - 累進税は、各級に相当する税の合計である。(法令 1.286/73, 第 1 条 2 項)

第3節 投資による減税

第92条 自然人は、各年度にその申告によって負わされる税金から、基準年に、直接又は認可金融団体を通じて、以下に掲げる経済的社会的利益の投資に自発的且つ実際に適用された金額に次の率をかけた額を、第1項の抜う制限その他の制限を守りつつ差引くことができる。(法令1.338/74, 第2条)

- a) 国庫修正可能債権又はこれと同じ修正率を受け、2年以上の償還期間を有する州又は市の公債の購入：3% (法令1.338/74, 第2条a)
- b) 共有基金の割前の購入、又は、ブラジル中央銀行から活動を認められ、証券及び動産価値の様々な形式の管理を目的とする投資会社の株の引受け：9% (法令1.338/74, 第2条b)
- c) 償還期間2年以上、国庫修正可能債券と同じ修正率の、記名又は持参人払いの不動産証券の購入：4% (法令1.338/74, 第2条c)
- d) 金融団体を通じ、ブラジル中央銀行の認可で市場に売出された満期2年以上、国庫修正可能債券と同じ修正率の社債の購入：5% (法令1.338/74, 第2条d)
- e) 金融団体を通じ、ブラジル中央銀行の認可で市場に売出された、満期2年以上、国庫修正可能債権と同じ修正率の株式転換可能社債の購入：6% (法令1.338/74, 第2条e)
- f) 引受け為替又は満期2年以上、国庫修正可能債券と同じ修正率でこれらの売買を許可された金融団体の共同債券の購入：4% (法令1.338/74, 第2条f)
- g) 満期2年以上、国庫修正可能債券と同じ修正率を有し、認可金融団体により発行又は裏書きされた抵当手形の購入：4% (法令1.338/74 第2条g)
- h) 国庫修正可能債券と同じ修正率、証明書付き又は証明書なしの、認可

- 金融団体への2年以上の定期預金：4%（法令1,338/74,第2条h）
- i）法規の定めるところに準じて、東北部又はアマゾンの引受け開発に関わる工業又は農業事業の株の引受け、あるいは東北又はアマゾン投資基金の割当ての引受け：42%（法令1,338/74,第2条i,法令1,338/76,第2条j1項）
- j）公開資本の株式会社の株の引受け：12%（法令1,338/74,第2条j）
- l）転換社債の購入の結果利用された減税を損ねることなく、社債の転換により組込まれた公開資本の株式会社の株の引受け。但し、予定期限前に譲渡不能又は保管の解除の場合には、本条14項で列挙する条件を満しているもの：12%（法令1,338/74,第2条1項）
- m）専ら基準年1974年、会計年度1975年に於ける、国家観光審議会の承認した観光事業を行う公開資本の株式会社の株の引受け：20%（法令1,338/74,第2条m）
- n）第2項の規定を守り証券取引所の普通呼売で買った公開資本の株式会社の株式の購入：6%（法令1,338/74,第2条..n）
- o）住宅融資システムの險約帳の預金（法令1,338/74,第2条o）：
1－基準年の12月に対し住宅融資システムが認めた、400口の掛金以下の価額の年間平均残高の6%
2－基準年の12月に対し住宅融資システムが認めた、400口の掛金の価額を超える平均残高の2%。
- p）基準年内に、ブラジル森林開発院の認可した計画に基づいて実現された植林又は再植林に適用したことが証明される金額：20%（法令1,338/74,第2条p）
- §1－本条に準じて許可される減税の総額は、納税者の総所得により変動する税金に対し次の率の制限を超えてはならない。（法令1,338/74,

第2条1項)

総所得区分CR\$	減税限度
57,000.00 まで	60%
57,001.00 から 76,500.00	55%
76,501.00 から 104,800.00	50%
104,801.00 から 137,600.00	45%
137,601.00 から 188,700.00	40%
188,701.00 から 301,600.00	35%
301,600.00 以上	30%

§ 2 - 国家通貨審議会は、次の規定を守った上で、本条nの言及する税優遇策の利用につき守るべき限度と条件を定める権限を持つ。(法令 1.338/74, 第2条2項)

1 - 受益者は、発行会社の会社資本の0.5%までの株式のみ所有することができる。

2 - 税優遇策の利用に対し、投資最大価額の制定

3 - 投資の譲渡不可能又は保管期間中に、あらゆる偶発的譲渡の所産も株式市場への適用を維持されているなら、インセンティブの有価証券の買売の承認

§ 3 - 本条の言及する税の減額は、証明を必要とする。これは、国税庁の機関から要求されれば、証券発行会社から納税者に渡された、投資と投資人の証明に不可欠な要素を含む書類、又、場合によっては、仲介金融機関から渡されたその呈示によって行われる。(法令 1.338/74, 第2条3項)

§ 4 - 本条又は国家通貨審議会の定める譲渡不可能、保管の期限が切れれば、aとhの場合は、本条第10項の決定を重視し、減税制限及び譲渡不可能又は保管の更新に有効なその他の規則を守って、同一のインセンティブを受けた投資についての税優遇措置を繰返すことができる。

(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 4 項)

§ 5 - 市場売出しのためにそれを引受けた金融機関の購入した株式の場合には、i, j, l の言及する税優遇措置が、その発行の日から 3 6 0 日以内に購入する個人にも許可される。この時、同措置は、金融機関が発行会社に支払った額を超えない額について計算される。

(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 5 項)

§ 6 - 前項で確立した期限は、ブラジル中央銀行の随意で、3 6 0 日間延長することができる。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 6 項)

§ 7 - 新たに引受けられた株式の場合、i, j, l, m の述べる税優遇措置の何れに対する譲渡不可能期限が切れても、個人は、n の規定に等しい率で、一度限り、新たな減税を受けることができる。但し、本条 1 0 項の規定を守り、同じ株式について、新たに 2 年間の譲渡不可能又は保管を維持する義務を負う。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 7 項)

§ 8 - 1 9 7 4 基準年、1 9 7 5 会計年度に於て、個人が本条 c 及び o に含まれる投資を行った場合、所得申告に基いて課される税金から、第 1 項の制限を守りつつ実際に適用した金額又は計上平均残高の 6 % までを差引くことができる。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 8 項)

§ 9 - 国家通貨審議会は、次のことを行う権限を持つ。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 9 項)

a) 本条 n の扱う税優遇措置享受の最初の年に個人が守るべき特別規準を確立する。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 9 項 a)

b) 本条の規定する税の減額率の何れなりと、その値の半分まで増率又は減率する。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 9 項 b)

c) その利子を生む投資が減税というインセンティブを受けることができる最大限の利子を定める。(法令 1 3 3 8 / 7 4 , 第 2 条 9 項 c)

§ 1 0 - 本条 a から n の言及する税優遇措置を受けるためには、個人は、インセンティブを受ける投資を、継続 2 年間の間譲渡不能に保たな

なければならない。但し、場合により、譲渡不能又は保管の期限の開始時に、経過中の2年以上の期間が残っていれば、その証明書については、発行日又は満期日を記載する必要はない。（法令1338/74, 第4条）

§ 1 1 - 東北部又はアマゾンの経済的發展に利となる工業又は農業の事業の記名又は裏書き可能記名株式、又は公開資本会社のそれへの投資の場合には、個人は、購入又は引受けの際に、発行会社へ、当該証券の2年間の譲渡不能を記入するよう、減税を受ける意志を、書状で、直接又は仲介金融機関を通じて、通知する。（法令1338/74, 第4条1項）

§ 1 2 - 投資基金の割前又は、証明書発行なしの定期預金の場合、個人は、操作の時点に、基金管理機関又は被寄託団体に、投資の2年間の譲渡不能を記入してもらうため、減税を受ける意志を書状で通知する。（法令1338/74, 第4条2項）

§ 1 3 - 持参人払い株式、国庫修正可能債券又はその他の連邦、州、市の債券、不動産手形、社債、投資基金の割前、証明書なしの定期預金、認可金融機関の引受け又は共同義務の為替手形、認可金融機関発行又は裏書きの担保付手形の場合、本条の言及する税優遇措置を受けようとする個人は、自由に選択した金融機関で、その投資に相当する証券や証書を、譲渡不能の継続2年間保管しなければならない。（法令1338/74, 第4条3項）

§ 1 4 - 当該個人が、次のものを通じて、管轄の国税庁機関の承認を申請し許可されれば、本条の扱う譲渡不能又は保管期限の切れぬうちに、その全面的又は部分的解除を行うことができる。（法令1338/74, 第4条4項）

a) 普通に課された税金の第一期納付分の支払いの期限が切れた時には、遅延料を付加し、許可された減税額に相当する価額の支払い証明書、

または、

b) 減税の優遇措置を利用しなかった旨の申立て。

§ 15 - 国家通貨審議会は、次のことを行うことができる。(法令 1338 / 74, 第4条5項)

a) 本条 a から n の旨とする投資の証券又は証券の譲渡不能、保管期限を3年に延長する。

b) 本条 f と h の旨とする証券の譲渡不能又は保管期限を1年までに短縮することと、それに従い、両文と第10項の旨とする満期を変更する。

c) インセンティブを受けた投資の証券の保管役務の実行に対する特別基準を設ける。

§ 16 - i, j, m の規定する税優遇措置は、非課税とみなされる配当金の再投資により行われた引受けには適用されない。

(法令 1338 / 74, 第10条1項)

§ 17 - 本条 i の規定に於ては、ブラジル森林開発院の認可した植林、再植林計画は、農業事業とみなされる。

第4節 財政刺激策(インセンティブ)に適用する減税

第93条 前条の規定を預うことなく、本条2項の定める目的のために、申告した総所得に対し以下の表の率での減額を行った。各年度の負担税金の支払いが個人に保証される。(法令 157 / 67, 第3条, 法令 1214 / 72 第1条, 法令 1338 / 74 第3条)

総所得区分 CR\$	減税率
57.000.000 まで	24%
57.001.000 から 76.500.000	21%
76.501.000 から 104.800.000	18%
104.801.000 から 137.600.000	16%

137,601.00から188,700.00	14%
188,701.00から301,600.00	12%
301,600.00以上	10%

§ 1—本条の言及する率は、第92条の扱う投資に対する減税を行った後の実質税額を基に計算される。

§ 2—本条の述べる減税は、ブラジル中央銀行の承認により、各投資銀行貸付、融資、投資会社、又は証券市場に加入している証券会社の発行した「株式購入証明書」の取得又は各投資銀行への預金に於て適用される。(法令157/67第2条)

§ 3—本条の規定に於ては、納税者は、申告で課される税の総額を納め、インセンティブに相当する額は、強制的に、ブラジル銀行の大蔵省特別口座に預託される。(法令157/67第3条1項—法令1214/72第1条で補足)

§ 4—納税者は、徴税通知と共に、適用されるべきインセンティブの引換証を受取る。(法令157/67第3条2項—法令1214/72第1条で補足)

§ 5—前項の言及する引換証は、2項の列挙する金融機関の一つに提出し、その機関は、各有効期限内で当該税の第一期納付分又は単一納付分を支払い証明の呈示があった時のみこれを受取る。また、これら金融機関は、前記引換証に記入されている期日が満期になった時点で、ブラジル銀行の大蔵省特別口座に預託されている資金を引出す。

(法令157/67第3条3項—法令1214/72第1条で補足)

第94条 エスピリト・サント州本籍又は居住の個人は、エスピリト・サント州経済復興基金に、前条の扱うインセンティブを充当することができる。(法令880/69, 第3条)

第2部 法人 税

第1編 納 税 者

第1章 総 則

第95条 ブラジルに住所を有し、本規則に従って計上される利益を得る民法の法人は、その目的と国籍の如何に関らず、納税者となる。(法令5844/43第27条)

§1 本条の規定は、登録、非登録のあらゆる商社と会社、外国に本店を有する法人の国内の支店、出張所、代理店、事務所に適用され、また同じく、外国に居住する委託者には、そのブラジルに於る代理人によって行われた操作の結果に適用される。(法令5844/43, 第27条2項, 法律3470/58第76条)

第96条 外国資本の優越している法人、又は外国に本店を有する企業の支社又は子会社の法人は、本規則の定める税規準と税率に従わなければならない。(法律4131/62第42条)

第2章 法律上の住所

第97条 国内に本店を有する商社又は会社、及び外国に本店を有する企業の支店、事務所、代理店、出張所の徴税上の住所は、その本店又はその生産源泉の工業的商業的機関の存在する場所とする。(法律4154/62第34条)

§1 様々な州や市にその機関が存在している場合には、徴税上の住所は、当該企業の営業中心機関の存在している場所とする。(法律4154/62第34条の項)

§2 第384条の場合には、徴税上の住所は活動中心機関の存在する場所とする。(法令5844/43, 第172条の項)

§ 3 - 本条の規定が適用不可能な場合には、財産の存在する場所又は課税の起因となる、事実や行為の発生する場所を納税者の徴税上の住所とする。(法律5172/66, 第127条1項)

§ 4 - 行政当局は、徴税又は税管理の不可能もしくは難しい場所が徴税上の住所として選択された場合には、これを拒否することができる。この時には、前項の規定が適用される。(法律5172/66第127条2項)

第98条 他人の財産又は開発の管理、運用、処分を行う、国内に本店を有する法人の徴税上の住所は、その管理、運用、処分の機関が存在する場所とする。(法令5844/43第173条)

§ - 第384条1項の扱う子会社又は系列会社の場合には、徴税上の住所は各機関が存在する場所とする。(法令5844/43第173条の項)

第99条 外国に居住又は本籍を有する者の代表又は代理法人の徴税上の住所は、国内にその代理機関又は本部の存在する場所とする。
(法令5844/43, 第174条)

第3章 個人企業

第100条 所得税に関しては、個人企業は法人と同資格とみなされる。
(法令4506/64第29条1項)

§ 1 - 一次のものは個人企業である。(法律4506/64第41条1項)

a) 個人商社(法律4506/64第41条1項a)

b) 個人の名前で、習慣的及び職業的に、財産又は役務の第三者への売却による利益の獲得を目的とするあらゆる民事又は商業的性質の経済活動を行う自然人(法律4506/64第41条1項b)

c) 本章に準じて不動産取引を行う自然人(法令1381/74第1条)

§ 2 - 前項のcの規定に於て、各事項は次のようにみなされる。(法令

1381/74第2条)

I - 不動産 - 民法第43条の定義するもの及びその取得権

II - 取得又は譲渡日 - 個別証書を通じたものであっても、当該不動産取引の当初契約が結ばれた日。

III - 暦年 - 1月1日から12月31日までの連続12ヶ月間。

§ 3 - 取得と譲渡とは、永代借地不動産の実用権の売買、交換、譲渡、権利の停止、これらの取引の約束、相応な理由での委任状又は不動産もしくは不動産に関する権利の移譲の起るその他の類似の契約による、競売での落札又は入札の行為を指す。(法令1381/74第2条1項)

§ 4 - 個別証書に記載されている取得又は譲渡の日付は、当該自然人に有利であるなら、以下に列挙する条件の一つ以上を満していない限り、課税当局から受入れられない。(法令1381/74第2条2項)

a) 当該証書が、そこに記されている日付から30日以内に、不動産登記又は証券、書類登録簿に登録されている。

b) 証書の日付から30日以内に支払われた記名小切手と一致する。

c) 現行の記帳規則を守り、法人の簿記と一致する。

d) 所得申告と共に当該機関に期限内に提出された当事者の財産申告書に、取引が明確に表明されている。

§ 5 - 大蔵大臣は、前項の言及する個別証書の日付の受入れのこの他の補足基準を定めることができる。(法令1381/74第2条3項)

§ 6 - 本条1項に則り個人企業とみなされる自然人は、以下の義務を負う。

a) 納税者一般名簿に登録する。

b) 居住地の国税庁事務所の認証した、個人企業の経済的活動に関する支出と収入総てを記帳すべき帳簿をつける。

c) 前項の言及した取引の証明書類を、法人に適用される法規が定める期間、その保護と責任の下に保存する。

d) 法人に適用される法規が定める所得税の源泉保留又は徴収を行う。

§ 7 - 本条 1 項 c の扱う個人企業の場合、前項の要求する登録と認定の取得は、資格付与の日から 90 日以内に行わなければならない。

(法令 1 3 8 1 / 7 1 第 9 条 1 項)

§ 8 - 本条 1 項 b の規定は、個人的に職業を執行するか第 3 2 条の言及する活動を行う自然人には適用されない。

第 1 0 1 条 第 1 0 0 条 1 項 c に於ては、次の活動を行う自然人が個人企業とみなされる。(法令 1 3 8 1 / 7 4 第 3 条)

I - 直結する会社に不動産を譲渡し、その取得会社が、形式を問わず、不動産の建設又は商業化を行う。

II - 個人の名前で、習慣的に不動産の商業化を行う。または、

III - 共有建物の併合又は土地の区分けを進める。

§ 1 - 自然人への法人資格の付与につき、本条 I の規定に於て、次のものが会社に直結しているものとみなされる。(法令 1 3 8 1 / 7 4 , 第 4 条)

I - 不動産の譲渡日に、その有資格者又は管理者である者、及び不動産の譲渡に先立つ 1 2 ヶ月間にそれであった者。

II - 会社の資本の 1 0 % 以上に参加している株主又は社員、もしくは、譲渡の日に先立つ 1 2 ヶ月間の何れかにそれであった者。

III - 前記 I , II の言及する者の配偶者、第三親等までの親族及び被保護者。

§ 2 - 前項の場合、次の不動産の譲渡は含まれない。(法令 1 3 8 1 / 7 4 第 4 条 1 項)

a) 1 9 7 5 年 6 月 3 0 日までに、資本組込みする会社への不動産

b) 遺産又は遺贈として得た不動産

c) 譲渡の日の 1 2 ヶ月以上前に、贈与又は代物弁済として受けた不動産。

- d) 譲渡の日の36ヶ月以上前に取得した不動産。
- § 3 - 本条一項の普及する自然人への法人資格付与の場合、第233、234、235条の規定は適用されない。(法令1381/74、第4条2項)
- § 4 - 本条冒頭IIの自然人への法人資格付与の場合、次のような譲渡が不動産の商業化の習慣性とみなされる。(法令1381/74、第5条)
 - I - 各暦年でその同じ年に取得した3つ以上の不動産の譲渡。
 - II - 連続3暦年で、同じ3ケ年に取得した6つ以上の不動産の譲渡。
- § 5 - 前項の場合、次の譲渡は含まれない。
 - a) 所有権の放棄、退却、共有の法的消滅又は契約破棄による不動産の譲渡。
 - b) 遺産又は遺贈として得た不動産。
 - c) 譲渡日の12ヶ月以上前に、贈与又は代物弁済として得た不動産。
 - d) 譲渡契約の破棄により取戻した不動産
 - e) 1964年12月16日付法律4591号第39条の言及する土地の支払いで得た不動産の単位。
 - f) 自動車保管用の空地
- § 6 - 本条冒頭IIに於て、次のものが単一取引きとみなされる。
 - (法令1381/74 第5条2項)
 - a) 2つ以上の土地の統合に由来する建物付きまたは建物なしの一つの土地全体又は理想的部分の譲渡
 - b) 総体として信託された。建物付き又は建物なしの2つ以上の土地の全体又は理想的部分の合わせた譲渡。
 - c) 一つの土地の区分に由来し、どれもが公共利用の道路に面している建物付き又は建物なしの総体として信託された5つまでの土地の別々、又は合わせた譲渡。譲渡年は、最初に譲渡された土地のそれとする。
 - d) 譲渡人により一度に取得されており建築されたかその契約のある同

一の階に存在し総体として信託されている非居住用の単位の別々又は
合わせた譲渡。譲渡年は最初に譲渡されるその年をとる。

- f) 同じ建物内の2つ以上の単位の統合に由来する、建築されたかその
契約のある不動産の単位
- g) 全体として一つの独立した建物を成し、1人以上の譲渡人がある場
合にも、その各人に各単位が帰されることのない、不動産単位の合わ
せた譲渡。

§ 7 - 前項の場合を含め、一度に取得されるのではなく、一部ずつ何年か
にわたって取得される不動産の場合には、その土地の最大部分、又は
合体してその土地の理想的部分の大部分に相当する単位が取得された
年を取得の年とする。もしその量の比較で、連続又は非連続の2年以
上等しくなる時には、一番古い年が採用される。(法令1381/74
第5条3項)

§ 8 - 共同管理又は共有の取得人の数は、譲渡人から取引きの単一性を奪
うものではない。(法令1381/74, 第5条4項)

§ 9 - 本条冒頭Ⅲに従い、次のものは、その書類が1975年1月1日か
ら不動産登記所に保管されるような、建造物付き又は建造物なしの不
動産の統合又は区分に関し、法人の資格を与えられる。(法令1381
/74, 第6条)

I - 1964年12月16日付法律4591号の第29, 30, 68条,
1937年12月10日付法令58日付法令271号に基づき、統合又
は区分の責任を負う自然人。

II - 1964年12月16日付法律4591号第31条1項並びに1967
年2月28日付法令第271条第3条に基づき、土地の理想的部分又は
区画の譲渡が建設業者又は不動産業者に委任され、委任者がその譲渡
から生ずる利益を受けるような、土地又は畑地の名義人。

§ 10 - 統合又は区分の書類の保管を行わず、不動産単位2つ以上にわたる

建物の建設を始めたり区分を行うものは、建物の建設又は区分工事の承諾を不動産登記所に記録した日から36ヶ月以内に不動産単位の譲渡又は土地区画の譲渡を始めるなら、当該土地又は畑地の所有者もまた法人資格となる。(法令1381/74, 第6条1項)

§ 1 1 - 前項の場合、予備金の名目の金額の単なる受理であっても、あらゆる予備的調整の存在は、譲渡となる。(法令1381/74, 第6条2項)

§ 1 2 - 本条9項の扱う資格づけは、取引書類の保管の日に、第10項の扱うそれは、最初の譲渡の日に始まる。(法令1381/74, 第6条3項)

§ 1 3 - 1964年12月16日付法律4591号第34条5項、又は1937年12月10日付法令第58号第6条の規定に基づき、当事者が、不動産登記所に、統合中止又は区分登録取消しの登録をする場合には、本条9, 10項の扱う資格づけは行われぬ。
(法令1381/74, 第6条4項)

§ 1 4 - 累積的に、次の要件を満たしていれば、不動産統合又は土地区分の発議と責任を負う自然人には、第9項の規定は適用されない。(法令1381/74第6条5項)

- a) 1975年1月1日以前に土地の取得契約を結んである。
- b) 土地取得時に、承認されたが承認中の計画がない時には、前記日付前に、行政当局に、建設又は区分の計画の承認を申請してある。
- c) 前記日付の前24ヶ月間いかなる統合も行っていないか、同じ36ヶ月間いかなる区分も行っていない
- d) 前記日付から12ヶ月以内に、不動産登記所に、事業書類の保管を行う。
- e) この2つの種の何れについても、1度限りの事業を行う。

第102条 不動産共同管理は、法人がそこに加っているとしても、実際の

会社とはみなされない。(法令1381/74, 第7条)

§ 1 自然人の各共同管理者には、その参加分の限界内で唯一の不動産取引
き名義人であるかのように、個人企業に関する規準とその他の法規が適
用される。(法令1381/74, 第7条1項)

第103条 自然人への法人の資格付与は、当該不動産譲渡の原本の日又は
統合、区分の書類の保管の日に発効している法規則に従って決定される。
(法令1381/74, 第8条)

§ 1 本条冒頭で言及されている法規則の事後の変更は、既に実行された
不動産取引や、書類を不動産登記所に保管済みの事業には及ばない。
(法令1381/74 第8条)

§ 2 1975年1月1日前行われた不動産の売買は、第101条4項
に基づく資格付与では、暦年を常に考慮に入れた上で、自然人が行うこ
とになる新たな取引と一緒に計算される。(法令1381/74,
第8条1項)

§ 3 第100条1項c)に基づき法人資格を付与された自然人への法人税法
の適用は、資格付与の決定条件が満たされた日に始まる。
(法令1381/74, 第9条)

§ 4 各暦年の終りに計上する個人企業の利益は、次のものを含む。
(法令1381/74 第9条2項)

a) 法人資格づけを決定する取引きの利益

b) 当該事業に含まれる全不動産単位又は全土地区画の譲渡の利益を含
め、資格付与の日から個人企業の名義人により行われた統合又は区分
の利益。

c) 第5項の規定を除き、その他あらゆる不動産の譲渡利益

d) 建設済み又は建設中の居住用、非居住用不動産、及び建造物付き又は
は建造物なしの土地又は土地区画の、資格付与の日以後に契約された
譲渡の、以下のものを含む価格の通貨修正

- 1) 譲渡しに関連していようといなかろうと、約束手形で表されていようといなかろうと、一連の提供や仲介部分についての付帯権利
 - 2) 譲渡の価格の支払いとして受取った約束手形、担保付手形その他この種の証券に該当する負債についての付帯権利
 - 3) 関連の支払いの遅延の場合、前記1、2で言及する負債の満期から実際の清算までの計算分
 - e) 資格付与の日以後に契約された譲渡の価格の融資部分についての協定利子と支払い遅延により受取った罰金や遅延料
- § 5 個人企業の利益に於ては、次の物件の譲渡により得た利益、通貨修正及び利子は算入されない。(法令1381/74, 第9条3項)
- a) 放棄、退却又は法的共有の消滅による不動産
 - b) 遺産や遺贈により得た不動産
 - c) 譲渡日の12ヶ月以上前に贈与または代物弁済されて得た不動産
 - d) 破棄された契約が資格付与の日前に契約された場合、譲渡契約の破棄により取戻した不動産
 - e) 1964年12月16日付法律4591号第39条の言及する土地の支払いにより得た不動産単位で、これらの取引が資格付与の日以前に契約された時。
 - f) 資格付与の日前、又は第101条14項dの扱う事業の場合には、その項に記された期限内に書類が不動産登記所に保管されている、統合又は区分に含まれる不動産単位又は土地区画。
 - g) 資格付与の日の36ヶ月前に取得されたあらゆる不動産
- § 6 前項の規定は、次の収入にも適用される。(法令1381/74, 第9条4項)
- a) 個人企業の名義人が受取った、あらゆる不動産の賃貸、又貸しの収入及びその譲渡が個人企業の利益に当該利益を算入させるものであれば、農村不動産の経済的開発に由来する収入

b) 個人企業の名義人が受取ったその他の収入

§ 7 - 個人企業の財産への組込み価額の決定に於ては、

国庫修正可能債券の価額の変化を基に、通貨修正することができる。但し、修正は、各支払いの時点から資格付与の日までに個人企業の名義人が実際に支払った金額に対して行われる。(法令1381/74第9条5項)

a) 区分又は統合が行われた土地や畑地及び行われた建設や改良の費用。

b) その他の不動産の土地、建設又は改良の費用

§ 8 - あらゆる時期に、個人企業の名義人が前項の旨とする不動産に投資した資金、及び前項規定の通貨修正は、第254条に従い、課税利益を差引いた運転資本の維持の決定のために、各年度当初の個人企業資金となる。(法令1381/74、第9条6項)

§ 9 - 前項の規定を損うことなく、本条第4項 a, b, c で言及された取引の対象たる不動産は、各々、資格付与の日、統合、区分の書類保管の日、及び譲渡の日に、個人企業の資産の一部となる。

(法令1381/74、第9条7項)

§ 10 - その名義人の自然人への個人企業の利益配分は、その受取入の選択により、25%の源泉徴収されるか、所得申告を通じるかにより徴税される。(法令1381/74、第9条8項)

第104条 その法人資格づけの後、連続36ヶ月の間、第103条4項 b, e の旨とする譲渡のいかなるものも、いかなる事業も行わない自然人は、その時進行中の取引の課税を除き、その期間の終りから個人企業として考慮されなくなる。(法令1381/74、第10条)

§ 1 - 次の物件は、個人企業の資産に留まる。(法令1381/74、第10条1項)

a) 統合又は区分に含まれる不動産単位や土地区画は、その譲渡及び価

格全体の受理まで。

b) 既に譲渡された不動産は、その価格の全体の受理まで、受けとるべき現金。

§ 2-第1項の場合、自然人は、次の場合に負う税金を納めてしまえば、個人企業を終了することができる。(法令1381/74 第10条2項)

a) a号に言及される不動産が、現金払いで、市場価格で譲渡されたとした場合。

b) b号の言及する現金を、全部受取った時。

c) 個人企業の現金純益が、第103条10項の規定を守りつつ、全部自然人に移譲された時。

第2編 一般納税者名簿登録

第105条 個人企業を含む法人一般は、1970年10月5日付法律第1条の規定に従い、大蔵大臣の承認する規準に則って、必ず一般納税者名簿に登録しなければならない。

§ 1-大蔵大臣は、一般納税者名簿に関する規準の制定を、国税庁に委任することができる。(法律5614/70第5条)

第3編 免 除

第一章 総 則

第106条 本編の扱う免除は、特に支払われた収入についての税金の納付と理除及び情報の提供に関するものを始めとする本規則の定める他の義務から法人を免じるものではない。(法律4506/64第33条)

第107条 法人に認められた免除は、あらゆる形式と名目で同人から収入を得る者に及ぶものではない。(法令5844/43第31条)

第2章 個人企業

第108条 年間総収入がCR\$ 39,800.00以下の個人企業は、税金を免除される。(法律4506/64第29条)

§-本条の扱う個人企業の名義人は、各々の個人所得の関連表に、本条に準じて推定又は評価された利益を含む、同企業から受けた収入を計上しなければならない。

第3章 低額総収入の会社

第109条 年間総収入CR\$ 6,700.00以下の会社は、税金を免除される。(法律4357/64第25条1項)

§-本規則に準じて推定又は任意決定された利益を含む本条の言及する会社の社員が得た収入は、受取個人の申告で課税される。

第4章 教育団体又は社会救済団体

第110条 教育団体及び社会救済団体は、次の要件を満している場合、税金を免除される。(法律3470/58, 第113条, 法律5172/66第9条I VのC, 同第14条I, II, III)

I-利益又は利益の分配の名目で、その財産又は所得のいかなる部分も分配しない。

II-資金を、国内で、その設立目的の維持のために総て適用する。

III-正確さを保証しうる形式をとった帳簿に、その支出を記録している。

§1-本条の規定は、本条に普及された団体から源泉で留保すべき税金の責任者としての任務を除外するものではなく、また、法律で定められた、第三者による納税義務の遂行保証行為を同団体に免じるものでもない。(法律5172/66第14条1項)

第5章 外国運輸会社

第111条 外国海運又は航空会社で、その国籍の国に於て、ブラジルの同種の会社が同じ特典を得ている場合、税を免除される。

(法令5844/43 第20条)

§1 本条の扱う免除は、陸上運輸の外国会社が国際交通で得た収入にも及ぶ。但し、その国籍の国に於て、ブラジルの同目的の会社が、等しい扱いを得ている場合に限る。(法令1228/72, 第1条)

§2 前項の場合、免税は国税庁徴税調整局長により認定され、1966年10月19日から得た収入、又はその日付の後に批准された相互特典協定の創立以来得られた収入に及ぶ。但し、いかなる場合にも、収入の回復権は生じない。(法令1228/72 第2条とその項)

第6章 協同組合

第112条 個別の法規に従うべき協同組合は、単に、次の営業又は活動の黒字についてのみ計算した税金を支払う。

I 農業又は漁業の協同組合による、契約遂行に充てた区画の完成又はその産業設備の遊休能力を満了するための、非組合員、農業者、牧畜業者又は漁業者から得た産物の商業化又は産業化。(法律5764/71, 第85条, 第111条)

II 組合目的に適うための非組合員への財産又は役務の提供(法律5764/71, 第86条, 第111条)

III 当該連邦機関により事前に明確に承認されている場合の、付帯又は補足目的を満了するための、公共又は民間非協同組合への参加(法律5764/71 第88条, 第111条)

§1 協同組合が、資本の割前にいかなる種類の貢与を分配することも、その他の財政的又は非財政上の特権や利得を組合員や第三者に付与す

ることも禁じられており、一年12%までの利子を資本金分担者に帰することが許される。(法律5764/71 第24条3項)

§2-前項の規定を守らない時は、通常の率での収入課税が行われる。

第7章 慈善団体、財団、連盟及び労働組合

第113条 慈善、救済、宗教、文化、学術、教育、芸術、文学、娯楽、運動の性格の団体又は財団、及びその加入者の利益を守る目的を有する協会や労働組合で、第110条に含まれないものは、次の要件を満たしている限り、税金を免除される。(法律4506/64第30条)

- a) その管理者に報酬を与えず、いかなる名目の利益も分配しない。
- b) その資金の総てを、団体の目的の維持、開発に充てる。
- c) その支出と収入を、正確さを保証しうる形式の帳簿に記載している。
- d) 課税当局に、法律の定める情報を提供し、その団体が支払った収入について源泉徴収した税金を納付する。

§1-本条の旨及する法人で、a号とb号の条件を満たさなくなったものは、正当の権限で、その免除を失う。(法律4506/64第30条1項)

§2-その他の該当する罰を損うことなく、国税庁の当該機関は、所得税法の規定、特に収入額を偽って通知又は申告したりして第三者が脱税することに協力するといった違反の共犯者となった当該法人からは、本条の定める免除を、最高2年間停止する。(法律4506/64、第30条3項)

§3-前項の場合、当該法人が違反を犯した時は、免除は不特定の期間停止される。(法律4506/64第30条4項)

§4-c号、d号の規定を守らない時には、国税庁の当該機関は、第538条と第539条jの罰金を免除することなく、義務が遂行されるまで、免除を停止する。(法律4506/64第30条2項)

§ 5 一 職業組合又はその種の協会が、住宅融資システムの一員の団体に対し、国立住宅銀行が契約したか承認した貸付けで、職業組合、協同組合又はブラジルに設立された利益目的でない団体の仲介又は直接に、住宅建設の融資に充てられたものから受取った利子や歩合は、課税対象とはならない。(法律4862/65, 第26条)

§ 6 一 前項の規定は、居住目的又は住宅建設のための、建設されたか建設中の不動産の売買、居住単位の建設と売却、共有建物の統合及び区分けされ建設されたか建設契約を有する土地の売却等を目的とする会社が受けた貸付けには及ばない。(法令70/66第42条)

第114条 前項aに於ては、組合管理又は職業代表の任に選ばれた従業員に支払われるか保証された謝礼で、同人がその職業の遂行により会社から受取る金額を超えないものは、報酬とみなされない。

第8章 儉約及び貸付けの組合

第115条 組合員の自身の住宅の購入に融資又は容易にし、国家通貨審議会の定める規準に合わせて、儉約を貯蓄、刺激、配布することを目的とする、制限された地域内で民間団体の形式下に設立され当該機関によりしかるべき承認された、儉約及び貸付けの組合は、免税される。
(法令70/66 第1条第7条)

第9章 投資組合と共有基金

第116条 その資金を様々な証券又は動産価値証券に投資することのみを目的とする投資組合と、1967年2月10日付法令第157条及びその後の法規で創設された基金を含め、1965年7月14日付法律第4728号第49条、50条で言及する共有基金が得た収入は、税金を免除される。
(法令1338/74 第18条)

§ 1 一本条の扱う免除は、外国本籍又は居住の自然人もしくは法人が出資

者の一人となっている投資組合も、国家通貨審議会が、外国資金の入国を規制するために定め、その発行する株式の引受け購入に対し次の事項を制定する規準と条件を満している限り、享受することができる。
(法令1401/75, 第1条)

a) 外国資本の国内停留最低期間

b) 外国資本とその収入の登録制度

§ 2 - 前項の扱う組合は、国家通貨審議会の定めに従い、特別口座にその準備金を維持しなければならない。(法令1401/75第1条の項)

§ 3 - 1項, 2項の規定を守らない投資組合は、免税の権利を失い、その収入は、その他の法人に対する現行の率で、源泉又は申告徴収の対象となる。(法令1401/75, 第7条)

§ 4 - 前項の仮定の場合、ブラジル中央銀行は、国税庁に、徴税債権の設定を提案する。(法律1401/75第7条の項)

第10章 東北経済開発庁管轄地域内で

配電開発を行う半官半民企業

第117条 東北経済開発庁の管轄区域に於て、電力の配給を開発するために組織された、州政府の半官半民企業は、税を免除される。
(法律4869/65, 第43条)

第11章 特別免除

第1節 ブラジル食糧会社

第118条 1965年7月14日付法律第4732号第1条の扱うブラジル食糧会社は、免税される。

第2節 水力発電会社

第119条 サンフランシスコ川水力発電会社は1980年まで免税となり、ボア・エスベランサ水力発電会社も税金を免除される。

(法律5382/68第1条 法律4869/65第43条)

第3節 東北農村電化会社

第120条 東北農村電化会社(CERNE)は税金を免除される。

(法律4869/65第43条)

第4節 公 社

第121条 以下の公社は、免税となる。

a) ブラジル経済開発銀行(法律4595/64, 第50条, 法律5662/71, 第3条)

b) 国立住宅銀行(法律5762/71, 第1条1項)

c) 連邦情報処理局(法律5615/70, 第14条)

d) ブラジル郵便電報公社(法令509/69, 第12条)

e) ブラジル観光公社(法令55/66, 第31条)

f) ブラジル造幣局(法律5895/73, 第11条)

第5節 国立協同信託銀行

第122条 国立協同信託銀行は税金を免除される。(法令60/66, 第17条, 法令668/69第1条)

第6節 連邦貯蓄銀行

第123条 1969年8月12日付法令第759号に基づき設立された連邦貯蓄銀行は、免税される。(補足法6/70, 第1条)

第7節 ブラジル映画株式会社

第124条 ブラジル映画株式会社は、免税となる。(法令862/69, 第14条)

第8節 連邦区の半官半民会社

第125条 資本の過半数が連邦区に属する次の半官半民会社は免税される。
(法律4545/64, 第15条5項, 法律6067/74第1条2項)

- a) ブラジル電話会社
- b) ブラジル電力会社
- c) 中央高原開発会社
- d) ブラジリア地域銀行株式会社

第7章 免税の認可

第126条 本編に掲げる免税は、次の書類を伴う当事者の申請を通じて認定される。

- a) 電力開発のために組織された半官半民の会社の場合、東北伯開発庁が、その管轄区域内に存在することを証明した書類。
- b) その他の場合には、関連当局が、法的人格、活動の種類、資本の性格とその獲得条件、及び会社目的の維持と開発への全利益の適用を証明した書類。(法令5844/43第29条)

§1-免税申請は、国税庁の委員により審査され、拒絶通達の日から数えて30日以内なら、納税者第一審議会への自発的の上訴が許される。

§2-本条の規定は、第108, 109, 112, 116条及び118条から125条までの場合には適用されない。

§3-第一項の旨及する決定の強制的な上訴は許されない。

第4編 利益の決定

第1章 年間利益計算

第127条 法人は、貸借対照表と損益計算書に基き、毎年、その年の經常利益につき課税される。(法令5844/43, 第32条)

§1 一會計年度の変更が生じた時には、前期申告の基となった決算の日と一番最近の決算の日の間の12ヶ月以下又は12ヶ月以上の期間に於る經常利益を基に課税が行われる。(法律2354/54, 第15条)

§2 一會計年度が変更され、当該法人が12ヶ月未満の期間に対応する取引の成果による収入の申告を行う時には、既に先立つ三年間に會計年度の変更に着手しているなら、第533条Ⅱの「の定める補償的罰則を受ける。(法令4506/64, 第80条)

第2章 取引きの開始

第128条 ある年に取引きを開始する法人にとって、翌年度の税金の基準は、本規則に従って計上された取引き開始日から12月31日までの期間の利益からわり出される。(法令5844/43, 第62条)

§1 一取引きを開始してその同じ年に消滅した法人は、その活動を行った期間の結果を示す申告を直ちに提出しなければならない。(法令5844/43第62条1項—法律154/47第1条で補足)

§2 一商社や会社が、契約又は定款上の規則でそれを義務づけられていないため12月31日までに決算を行わない時には、関係税務当局に、4月30日までにその旨の申請を行えば、その營業開始の翌年度に於る収入申告の提出義務を免れることができる。(法令3470/58第26条)

§3 一契約上又は定款上その義務があるに拘らず、營業開始以来の規則的な簿記又は12月31日の決算を行わない時には、当該法人が推定利

益に基く課税を採用できないなら、第149条に従い、利益の任意決定が行われる。(法律3470/58第26条)

§4-第2項の場合、当該法人は、取引の開始日と最初の義務決算の日との間に該当する利益を、その翌年度に申告しなければならない。(法律3470/58第26条)

第3章 清算、消滅、継承

第129条 清算中の商社又は会社は、それが終了するまで、本巻の定める規準に従って課税される。(法令5844/43第51条)

§-清算が終了すれば、次条の規定に従い処理される。(法令5844/43第51条の項)

第130条 消滅が確認された年度に、当該商社又は会社は、基準年の結果の申告の他に、その年の消滅までの期間の申告を提出しなければならない。(法令5844/43第52条、法律154/47第1条)

§-本条後半の扱う申告は、清算の終了日から30日以内に提出しなければならない。

第131条 法人の商社又は会社の消滅は、その名義人又は社員から未納税の連帯責任を免じるものではない。(法令5844/43第53条)

第132条 その株式の償還を既に行っていた会社の消滅では、その記名株の額面価額までは、償還価額につき株主からいかなる源泉又は申告課税も行われない。(法律2862/56第26条の項)

第133条 新設合併、吸収合併、又は会社変更によって生れた法人は、合併、吸収、変更された法人が、その実現の日までに負う税金の支払い責任を負う。(法律5172/66第132条)

§1-本条の規定は、その活動が残留社員又はその相続人により、同じか別の商号で、もしくは個人の名で、続けられる場合の会社の消滅にも適用される。(法律5172/66第132条の項)

§ 2 一人から、いかなる名目であれ、商売上の資金又は商業、工業、職業上の建築物を取得し、同じか別の商号、又は個人名で関連の活動を続ける自然人又は法人は、その行為の日までに取得した資金や建築物が負っている税金の支払い責任を負う。(法律5172/66第133条)

I 譲渡人がその商業的、工業的開発又は活動を止める時は、当該税の全体

II 譲渡人が活動を続けるか、譲渡の日から6ヶ月以内に同じ又は別の商業的、工業的、職業的分野の新たな活動を始める時には、譲渡人と補足的に。

第134条 前条の規定は、決定的に設定されたが前条で言及する行為の日付に設定中の徴税債権、及び同じ行為の後に設定されたものでも、同日付までに生じた納税義務に関するものであるなら、等しく適用される。

(法律5172/66第129条)

第4章 簿 記

第135条 經常利益に基く課税の対象たる法人は、商法と税務上の法律が定める形式で、国内の言語と通貨での簿記を通じ、その經常利益を証明しなければならない。(法律2354/54第2条)

§1 簿記には、納税者の取引の結て、並びに国内でのその活動で毎年計上される結果が記録されていなければならない。(法律2354/54第2条)

§ 2 支店、出張所又は代理店を有する法人は、非集中化した計理を維持することができるが、その本社の帳簿に、各支店、出張所、代理店の結果を書き入れなければならない。(法律2354/54第2条)

§ 3 本条の規定は、外国に本店を有する法人のブラジルに於る支店、出張所、代理店、又は事務所にも適用される。この時、国外に居住する委

託者の代理人は、その当の収入の他に、各年の、その委託人に無関係な取引で得た経常利益を示すよう。その商業帳簿をつけなければならない。(法律2354/54第2条, 法律3470/58第76条とその1項)

§ 4 - 前項の終りで述べる取引の結果の計算のために、商品の輸入業者又は受託者である国内の仲介人は、第206条の項の規定を守り、外国に居住又は本籍を有する委託人の利益と別に、その活動の利益を記帳、計上しなければならない。(法律3470/58第76条とその1項, 2項)

§ 5 - 不動産に関する第239条の特殊状況を除き、通貨修正又は為替変動に影響される資産又は負債に含まれるその他の価値は、その決算の日付に有効な率に基き修正された金額で決算に表わされる。

第136条 第135条から140条までの言及する簿記は、商業登録所に登録したか否かを問わず、自然人である次のような小規模商人については義務とされない。(法令486/69第1条の項)

I - 下記IIの定める制限内で、一つ限りの店で、職人的活動又はその他の、自身の仕事と家族の仕事が優先する活動を行うもの。

II - 年間総所得がCR\$ 50,100.00以下でその資金がCR\$ 100,200.00を超えない商売に実際に使われたもの。

§ 1 - 本条冒頭の規定は、第145条aとb及び第226条1項cに基く課税を採用する会社にも適用される。(法令1350/74第4条)

§ 2 - 第226条8項の規定から受益する会社は、総所得の過剰が確認された年の翌年の1月1日に、公開決算と簿記を開始するため、資産の計上を行わなければならない。(法令1350/74第5条)

第137条 簿記は、その法規の定めるところに従い、資格を有する専門家の責任で維持される。但し、有資格者のいない場所では、当該商人又はその指名する者の責任となる。(法令489/69 第3条)

§ 一 専門資格のない者を指名する場合には、当該商人は簿記責任を免除されない。

第 138 条 商人は、関連した起りうる行為が時効とならない間は、その活動に関する書類や帳簿又はその資産状況を変えるか変えることになる行為や取引に関するそれを秩序正しく保存する義務を負う。(法令 486 / 69 第 4 条)

§ 一本条の規定は、帳簿以外の書類や証書については、小規模商人にも適用される。

第 139 条 その取引が数多く、当該機関の本店外で行われた勘定については、個々の記録用の補助帳簿が利用され、その完全な証明を許す書類が保存されている限り、1ヶ月を超えない期間毎の総計による日記帳の要約も許される。(法令 486 / 69 第 5 条 3 項)

第 140 条 個人企業を含む法人で、第 136 条の規定を除き CR\$ 6,700,000 を超える資本を有するものは、法規の定める帳簿の他に、次の帳簿を所有しなければならない。(法律 154 / 47 第 2 条 法律 4154 / 62 第 33 条)

- a) 原材料、商品又は決算の日に存在する製品の目録用の帳簿
- b) 買入記録用の帳簿

§ 1 一目録用帳簿では、商品と決算の日に存在する製品は、その価額で、区別を容易にする明細をつけて記入されなければならない。(法律 154 / 47 第 2 条 2 項)

§ 2 工業の場合には、製造中の製品はその費用価格で目録に記入されなければならない。また、いかなる加工も受けていない原材料も、別にその費用価格で記入される。(法律 154 / 47 第 2 条 3 項)

§ 3 商品と製品の価額は、その購入又は製造費用、又は市場や取引き所での現行価格が前記の費用より低ければ、その市場価格により目録に記入される。(法律 154 / 47 第 2 条 4 項)

§ 4 一目録に列挙された価額の全体的引下げや、その減価を見込んだ準備

金や引当金の形成は、第169条の規定を除き、許可されない。(法律154/47第2条5項)

§5—本条a及びbの旨とする帳簿については、個人企業を含む法人は、その商業上の必要性を満たす独自の形式の帳簿を作るか、時に他の税法規の要求する帳簿を利用するか、それともまた次条で指定する機関が認定すれば、番号付けをしたカードをそれに替えることもできる。

§6—元帳、収支及び当座勘定等の補助帳簿は、やはりカードに記帳することもできるが、その記録する取引しがしかるべく登録された帳簿に詳しく記入されていれば、認証の必要はない。

第141条 前条の扱う帳簿類は、国家商業登録局又は商業会議所や商業登録機関により登録、認証される。また、民間企業の場合には、国税庁の事務所にも登録、認証されなければならない。(法律154/47第3条)

§1—新しい帳簿の認証は、その帳簿又は消了すべき以前の登録の呈示を通じて行われる。(法律154/47第3条の項)

§2—本条の規定は、外国に本店を有する法人のブラジルに於る支店、出張所、代理店や事務所にも等しく適用される。

第142条 推定利益に基く課税を採用する権利を与えられた法人、並びに第136条の定義する簿記を行わない小規模商人は、その取引きの全体又は一部が商品流通税の対象でない時は、その取引きを記録する収支簿をつけなければならない。

§—商品流通税を免除されていても、税務上の法律が設定する帳簿に、行われた取引きを登録する義務を負う場合には、当該法人は本条の規定の対象とならない。

第143条 前項の扱う帳簿は、納税者居住地の国税庁事務所で認証されなければならない。(法律3470/58第27条1項)

第144条 その日記帳と買入帳の簿記が、各々180日と60日以上遅れた法人は、第539条のeとiの定める罰金の対象となる。(法律4357

／64, 第24条2項)

第5章 推 定 利 益

第145条 第146条の定めるところに従い、推定利益に基く課税を選択することができるのは以下の会社である。

a) 農業又は牧畜業活動の開発のみを行うあらゆる種類の会社で、その年間総収入がCR\$ 40,100,000を超えないもの。(法律4357/64第25条3項)

b) その資本がCR\$ 3,300,000を超えず、年間総収入がCR\$ 2,010,000以下の法人。(法律4357/64第25条2項)

§1 本条の規定は、有限責任株や持分の会社、あるいは、外国に本店を有する会社や商社の支店、出張所、代理店等には適用されず、それらは、常に、経常利益を基に課税される。(法律2354/54第3条、法律3470/58第76条)

§2 選択は撤回不能であり、各年度にしかるべく署名した所得申告で行う。(法令5844/43第33条2項)

第146条 推定利益は、本条の項の定義する総所得に12%を掛けて算出する。(法律4357/64第25条)

§1 自身の費用で行った取引と、提供した役務の対価収入の合計を総所得とみなす。(法律2354/54第19条)

§2 12%を掛ける総所得には、商売の目的に無関係な取引の総収入も、その関連の結果が算出されていないければ、そのままこの総所得に含める。(法律2354/54第19条、法律4357/64第25条)

§3 前項の扱う取引の結果は、それが計上されている時には、推定利益の決定に於て、本条に従って計算された所得に加えられる。(法律2354/54第19条)

§ 4 - 推定利益の特別な形式は、第 2 2 6 条 1 項 c の規定する課税を受ける。(法令 1 3 5 0 / 7 4 第 1 条)

第 1 4 7 条 自身の費用による取引きの総収入の証明は、納税すべき年度の前の暦年の間に行われた販売の記録に関する要素と、その同じ年の簿記で会社や商社により記録された内容とを通じて行われる。(法律 2 3 5 4 / 5 4 第 2 0 条)

§ - 行われた取引きが売上帳簿に記録される義務を負っている時は、受取った金額は、本条の目的のために、収支簿に記録されなければならない。(法律 3 4 7 0 / 5 8 第 2 7 条)

第 1 4 8 条 推定利益は、いかなる種類の控除も許可されない。(法令 5 8 4 4 / 4 3, 第 4 2 条)

第 6 章 任 意 利 益

第 1 4 9 条 商業と財政上の法律の規定に従った簿記の欠落している場合、税務署は、固定資産、当座資産、短期及び長期流動資産の合計の 3 0 %、又は資本又は第 1 4 6 条 1 項と 2 項の定義する総所得の 1 5 % から 5 0 % までを、販売の性格に従い課税当局の判断で、利益として任意に当てはめることができる。(法律 2 3 5 4 / 5 4 第 2 条, 法律 3 4 7 0 / 5 8 第 2 9 条)

§ 1 - 法人がその資本、又は総所得の 5 0 % 以上の収入を得たことが明らかなる場合には、本条の定める率は、7 5 % まで引上げることができる。(法律 3 4 7 0 / 5 8, 第 2 9 条 1 項)

§ 2 - 販売の目的に無関係な取引きの結果が計上されている場合の任意利益の決定に於ては、その取引きに関する金額は総所得から除かれ、本条に従って計算された収入に由来するものはこれに加えられる。(法律 3 4 7 0 / 5 8 第 2 9 条 2 項)

§ 3 - 本条の規定は、当該の強制的な罰金を課しつつ、税務署の職員への

帳簿の呈示拒否の場合にも等しく適用される。(法律3470/58
第29条3項)

§4-第135条3項の普及する他勘定の取引の結果が規則的に計上されて
いない時は、第206条の項の規定に従い、本条の規定を守って
利益が任意決定される。(法律3470/58, 第76条2項)

§5-納税者が第226条1項cの規定する課税を選択している時、
監査により収入のつけ落としがわかった場合には純益はつけ落された価
額の50%相当とみなされ、当該罰金の他に、30%の税金の支払い
を課される。(法令1350/74第6条)

第150条 国内で、外国に居住する人格の代理人を仲介として販売が行わ
れる場合、買い手に直接請求されている時には、課税対象収入はその販売
総額の20%として評価される。(法律3470/58第76条3項)

§-本条に於ては、商業法規の条項に従い、買い手とブラジルに於る代理
人との間で販売が終了した時に、国内での販売が行われたとみなし、次
の規準に従う。

a) 国内に居住又は本籍を有し、ブラジルに於て、買い手に対し売り手
に責任を負わせる権利を契約上有している代理人を通じ、又は、国内
に於る売り手の支店や出張所を通じてブラジルで行われた販売には、
任意決定はできない。

b) 代理人の仲介が、商売、申請や提案の提出や獲得又は商業上の計測
に必要なその他の行為に制限されている時には、それらの役務が手数料
その他の形の報酬を受けていても、当該代理人、代表人が、契約上
売り手に責任を負わず権利を有していないなら、この販売には、任意
決定が適用されない。

c) 売り手が、国内に於る代理人又は代表人の資本に参加しているとい
う事実だけが、この代理人に売り手に契約上責任を負わず権利を帰す
るものではない。

d) 売り手の法律上の代表人又は代理人が時に、ブラジルで、売り手の名前で契約に署名するという事実は、本条の規定の適用を決めるに十分な事実である。

第7章 経 常 利 益

第151条 個人企業又は法人の営業利益に、営業外の取引の純益又は損失を加減したものが、経常利益となる。(法律4506/64第37条2項)

§一課税対象利益の計上に於ては、資本化されるものであっても、通貨修正で得た収入も経常利益に含まれる。(法令1338/74第14条)

第8章 営 業 利 益

第152条 その形式と目的を問わず、民法の法人たる会社及び個人企業の通常活動の成果が、営業利益となる。(法律4506/64第41条)

第153条 営業利益は、法規定に従って行われた会社の簿記により決定される。(法律4506/64第42条)

第154条 営業利益は、営業総収入から売上原価、営業経費、税金、そして本規則の承認する引当金や損失を差引いたものである。

(法律4506/64第43条)

第155条 次のものは、営業総収入に含まれる。

(法律4506/64第44条)

- a) 自身の責任の取引や営業に於る財産又は役務の対価
- b) 他人の責任の営業で得た収入
- c) 原価、控除又は引当金の回復や返還
- d) 公法又は民法の法人、もしくは自然人から得た経費又は営業への当座

の補助金

§ 1 - 固定資産の通貨修正を除き、未処分利益を含む全資産価額の通貨修正又は為替修正に由来する資産の増額は、増資の準備金として記録されていても、経常利益の決定では、収入に含まれる。

(法令1338/74第14条2項)

§ 2 - 業務期間保証基金法の言及する関連勘定から計上された金額は、課税対象収入として算入される。(法律5107/66第29条-法令20/66第4条で補足)

第156条 以下のような、第三者への財産又は役務の販売に充てられたあらゆる経済的活動で得た収入は、当該会社の営業利益として分類される。

(法律4506/64第40条)

- a) 鉱物又は植物、漁業資源の採取、農業及び牧畜業の活動
- b) あらゆる種類の工業、建設、運輸、通信、電力事業、ガスと水の供給、許可されたが公共利用の公共業務の開発。
- c) 不動産、証券や証書を含むあらゆる財産の売買、分配、保管の商業
- d) 銀行、保険、その他の財政活動、ホテルや公共娯楽施設を含むあらゆる性格の業務活動。

§ 1 - 第三者への業務の提供又は販売、不動産又は動産の賃貸、工業的所有物の権利の譲渡その他この種のあらゆる取引きで、一般的商社又は会社により習慣的に行われているものは、本条の条項に含まれる。

§ 2 - dの扱う会社の場合、一会計年度を超える期間の取引きで、前払いで得た収入は、取引き期間に比例して、一会計年度以上で得たものとみなすことができる。(法令94/66第12条)

第157条 営業利益の計上に於ては、財産又は権利の購入、改善に関するものであれ、資本の適用に関する償還又は義務の支払いについてのもの

あれ、資本の支出、投資又は適用は考慮に入れられない。(法律4506/64第45条)

§一特別条項を除き、一会計年度以上の耐久年数を有する財産の購入費又は改善費は、減価消却のために、資本化しなければならない。

(法律4506/64第45条1項)

第158条 ブラジルに送金され、国外でブラジル企業により提供された技術的業務、技術、管理援助類の提供の対価として、外国通貨で受けた収入又は外国で発行された証券や株式での収入は、営業利益から除外される。

(法律4506/64第43条の項)

第159条 1967年2月13日に所有した不動産を運転資本増額の目的で譲渡する法人又は個人企業は、価格の通貨修正の有無にかかわらず、最高6年間の期限で売却を行うことができ、当該会計年度の課税対象収入の決定のためには、その不動産の譲渡で得た利益を、各年の収入に比例配分する。(法令157/67第8条)

第160条 課税対象利益の計上に於ては、ブラジル文盲退放基金との間で結ばれた協定に由来する金額、又は、しかるべく文部省に登録され、同基金に信託されているものであれば、同基金との協定の有無にかかわらず、文字教育の無料授業を行っている私的教育機関による贈与で受けた金額は、営業総収入から除外することができる。(法令1124/70第4条とその項)

第9章 原価、営業費用、負担

第1節 総 則

第161条 次のような、自身の責任の取引きの対称である財産及び役務の仕入れ、生産、販売に係る出費と負担は、経費となる。

(法律4506/64第46条)

- a) 販売された財産又は役務の生産に用いられたか転売された財産又は役務の購入費
 - b) 減価、消耗及び消却の費用
 - c) 第三者に支払われるか保証された収入
 - d) 第165条の規定に従い、税金及び財政上又は非財政上の租税
 - e) 財産又は活動の性格に応じて、その製造、運搬及び取扱い中に起ったもつともな損失や破損
 - f) 次の事項により証明された、悪化、腐敗、又は保険のかけていない損害の発生による在庫の破損や損失
 - I - 破壊されたり廃棄された量とその手段の理由とを説明、明示する、保健所又は警察署の発行した報告書又は証明書
 - II - 火事、洪水その他の災害の場合には当局の証明書による。
 - III - 計上しうる残金価値の無い時には、当該の腐敗、販売不可能又は損傷した財産の破壊を証明するよう求められた税務当局の証明書
- § 1 - 第223条24項cの旨及する輸出業の企業により取得された商品の破壊の場合には、仕入れ原価は、同条26項の納税義務を満している時にのみ、営業利益の計上に於て控除可能部分として認められる。
(法令1248/72第8条)
- § 2 - 国家通貨審議会は、国家財政の安全と強化にかかわるものであれば、ブラジル中央銀行が、金融機関の義務として他の企業の負担に帰した金額は、経費として控除を許可することができる。(法令1303/73第3条1)
- § 3 - 証券及び動産価値の分配組織である機関を含む、金融機関により、免許状又はその他ブラジル中央銀行の発行した許可証で証明されている財政活動の実行権の取得に対し支払われた金額は、事前に同銀行から承認されたものであれば、費用として控除できる。(法令1337/74第1条)

§ 4 - 国家通貨審議会は、最高6会計年度間、前項の扱う経費の償却を承認することができる。(法令1337/74第1条の項)

§ 5 - ブラジル石油公社(ペトロプラス)は、課税対象利益の決定にあたり、各年に於て原油の探鉱又は採鉱に充当された金額を控除することができる。(法令62/66第12条)

第162条 当該企業の活動及びその生産源の維持に必要な経費で、原価に含まれないものは、営業経費となる。(法律4506/64第47条)

§ 1 - 企業の活動から要求された取引又は営業の実現のために支払われるか受けた経費は必要経費である。(法律4506/64第47条1項)

§ 2 - 許可される営業費用は、当該企業の取引、営業又は活動の内容に於て通常又は一般的なものである。(法律4506/64第47条2項)

§ 3 - 第220条とその項に従って行われた商業上の貸貸契約により支払われるか保証された賃借料は、賃借人たる法人の原価又は営業費用とみなされる。(法律6099/74第11条)

§ 4 - 第220条とその項に反し、賃借人による賃借財産の取得は、分割払いの売買操作とみなされ、第222条0の仮定する目的を含め、貸貸期間内に支払われた賃借料に購入価格として支払われた金額をつけ加えた合計を、その総価額として計上する。(法律6099/74第11条1項、2項)

§ 5 - 商業的貸貸の対象であった財産の売却の場合、減価されていない残金は第222条pの規定に従い、課税対象利益の計上に於て、原価として認められる。(法律6099/74第13条)

§ 6 - あらゆる名目で、その従業員全体に等しく充てられた援助事業で企業が費した金額は、営業費用とみなされる。これには、当該退職従業員の退職する前の12ヶ月間に受けていた平均月給に達しない、公共

福祉機関の支払う退職手当ての補助も含まれる。

§ 7 - 前項の規定は、当の法人格を有し利潤目的でなく設立された福祉目的の機関に対し、当該企業の直接提供した援助事業にも及ぶ。

§ 8 - 企業がその援助計画の維持のために費した資金は、その各援助計画についての費用を表示しうる個々の会計帳簿で証明され、提供団体もその収入と提供した業務の支出の詳細を示す会計体系を維持している時のみ、営業費用としてみなされる。

第163条 実際に受益者に支払われた金額までのみ、ブラジル中央銀行がその償還方法を承認してある、1967年2月28日付法令286号の形式で登録された証券の清算は営業費用となる。(法令697/69第5条2項、法令1116/70第1条)

第164条 第三者に支払われた収入の控除可能性についての規定は、原価と営業費用にも適用される。(法律4506/64、第45条2項)

§ 1 - 本条の規定は、法人の管理者又は経営者に与えられた謝礼や利益配分には適用されず、これらは、原価又は営業費用としては控除不可能である。(法律4506/64第45条3項)

§ 2 - 支払うべき税金の控除可能な寄付金、又は贈与は、原価や営業費用とはならない。

第2節 租税及び負担金

第165条 公法の法人又はその代表者により、徴収され、その該当する年に実際に支払われた税金と負担金のみ、費用又は原価として控除できる。但し、抗弁や控訴の場合、又は州政府、国营独立採算及び半官半民の企業を含む公法の機関に対し、支払うべき税金や負担金以上の額で、満期となった債権を当該商社又は会社が有している場合は除かれる。

(法律4506/64第50条)

§ 1 - 本条冒頭の規定は、その起因となった事象が基準年に起り、納付期

限が翌年度に切られる税金や負担金も含む。

- § 2-第 2 2 3 条 1 1 項と本条 6 項の規定を除きその課税理由が何であれ、企業の支払った所得税は控除されない。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 5 0 条 1 項, 法令 1 2 1 9 / 7 2 第 1 2 条)
- § 3-改良のための負担金は、営業費用とは認められず、各財産の購入費に付加されなければならない。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 5 0 条 2 項)
- § 4-投資の対象である財産又は権利の所有権の移転にかかる税金は、納税者の随意で、営業費用又はその財産又は権利の購入費の付加とみなすことができる。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 5 0 条 3 項)
- § 5-企業の支払った税務上の違反の罰金は、控除できない。
- § 6-信託取引により、外国に居住又は本籍を有する者に送金、保証されるか、支払い、手渡された利子、手数料、費用及び割引にその源泉で課される税金は、支払い源が納税責任を負い該当する基準年内の納税を実行する時には、営業利益の計上に於て控除可能となる財政費用の付加とみなされる。(法令 1 3 5 1 / 7 4 第 8 条)

第 3 節 貸倒し準備金

- 第 1 6 6 条 貸倒し準備金の形成に必要な金額は原価又は営業費用として記録することができる。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 6 0 条 I)
- 第 1 6 7 条 貸倒し準備金としての控除しうる金額は、各年度末に存在する債権の受理に於て起りうる損失を準備金が吸収するに足りるようにするために必要な額である。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 6 1 条)
- § 1-準備金の適切な残高は、最低一年度期間中有効であるよう、第 3 項で扱うものを除き、取引の多様性にみあわせ、各年の末に確認された権額に対するパーセンテージで、国税庁により定期的に定められる。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 6 1 条 1 項)
- § 2-前項の述べるパーセンテージが定められない間は、準備金の

適切な残高は、債権額の3%とする。但し、所有権保留の販売又は実質担保付の取引に由来するものは除く。このパーセンテージは、過去3年間に、貸倒された債権と当該企業の全債権の合計との間に見出された割合の最大のものまで引上げることができる。(法律4506/64第61条2項)

§ 3 - 第2項の扱うパーセンテージの他に当準備金は次のものを付加することができる。(法律4506/64第61条4項)

a) 強制和議の場合には、それが申請された時点から、債権額と免債破産者の提案清算との差額

b) 債務者の破産の場合には、その宣告の日から、債権の50%まで。

§ 4 - 債務者の強制和議又は破産の場合には、資格付与されていない債権や、資格付与が拒否されたそれは、損失として認められない。

(法律4506/64第61条5項)

§ 5 - 債権の受理に於ける損失は、本条の言及する準備金の借方記入を義務とされ、偶々過剰となる場合には、原価、営業費用又は直接、損益対照表の借方に記入する。(法律4506/64第61条6項)

§ 6 - 前項の言及する損失の借方記入は、その価額がCR\$ 800.00以下であるなら、その徴収手段がつかないか否かにかかわらず、その満期の一年後に行うことができる。

第4節 就労年数保証基金

第168条 就労年数保証基金に直結した口座への預託を含め、1966年9月13日付法律5107号の規定に従って支出された費用は、控除することができる。法律5107/66第28条、29条、法令20/66第2条、第4条)

第5節 資産原価修正準備金

第169条 その修正が法律で定められている場合、資産の財産の原価を市場価額に修正するための準備金の形成に必要な金額は、原価又は営業費用として記録することができる。（法律4506/64第60条Ⅲ）

第6節 財産と施設の保存費用

第170条 財産及び施設をその十分な稼働条件に維持するための修繕、保存費用は、原価又は営業費用として認められる。（法律4506/64第48条）

§一 修繕、保存又は部分品の取換えから、当該財産の購入時に予定された寿命の延長が生じた場合には、その延長が一年以上の時には、当該費用は将来の減価の埋合わせとなるよう、資本化されなければならない。（法律4506/64第48条の項）

第7節 会社資本の利子

第171条 会社資本の利子の名目で、企業の名義人又は社員に保証された金額は、原価又は営業費用として認められない。（法律4506/64第49条）

§一 協同組合が、その組合員に支払った、統合資本につき一年12%までの利子は、本条の言及する禁止の対象とならない。（法律4506/64第49条の項、法律5764/71第24条3項）

第8節 国内通貨で負った債務の為替変動又は通貨修正による損失

第172条 経常利益の決定に於ては、国内通貨で負った債務の為替変動又は通貨修正は、本条の各項の定めるところに従って算入される。（法令1338/74第14条2項）

- § 1 - 法人の債務を表す未処理又は弁済すべき負債勘定の清算又は調整に由来する為替変動及び通貨修正は、当該会計年度の費用として計算することができる。
- § 2 - 前年度の通貨修正又は為替変動に該当する、1974年に閉じた決算の未処分資産に記入された金額で、固定資産の融資のために負った債務に由来するものは、必ず同固定資産の将来の通貨修正で償われなければならない。
- § 3 - 1973年度以前の為替変動と通貨修正に該当する未処分資産に記入された金額で、動産の融資に由来するものは、一会計年度又はそれ以上の年度で、費用として充当することができる。
- § 4 - 1974年度に閉じた決算の未処分利益に記入され、その資産を構成する財産又は権利の通貨修正義務を免れている企業の固定資産の融資のために負った債務に関する、1974年度前の通貨修正又は為替変動は、購入原価の付加とみなされる。
- § 5 - 本条に於ては、為替変動は次によって行われる。
- a) 為替法に従って行われた、外国通貨で表わされた貨幣又は価値の売買。
 - b) ブラジル中央銀行の定めた条件を満している時、債権又は債務の国内通貨への転換、又は資本化、代物弁済、補償、その他のための、その債務の全体的又は部分的更新と取消し。
 - c) いずれかの日に記入され当該会計年度終了時に現行の率で計上された、外国通貨での債権又は債務の修正
- § 6 - 国家通貨審議会が、国家収益徴収と財政見通しに鑑み、不可欠と判断した時には、大蔵大臣は本条の適用を制限できる。(法令433/69第2条)

第9節 科学的技術的調査費

第173条 製品、加工法、製造法と技術、管理及び販売の創造や改善のための試験を含む、科学的技術的調査費用は、営業費用として認められる。

(法律4506/64第53条)

§1- 鉱山技術者の技術指導の下、鉱石採鉱又は採鉱の権利取得者により行われた鉱脈や鉱山の採鉱と計測費も同じく控除される。

(法律4506/64第53条1項)

§2- 本条の言及する調査のために購入された土地、固定設備又は機器への資本投資は、営業費用に含まれない。

(法律4506/64第53条2項)

§3- 前項の場合、調査が不成功で放棄された年の工業的設備又は施設の残余価値及び年間減価は、費用として差引くことができ、その関連の財産の保持された価値は、収入として算入される。

(法律4506/64第53条3項)

第174条 鉱石の採鉱を含め、法人が直接又は間接に天然資源の調査で費やした費用は、それが、アマゾン開発庁(SUDAM)の管轄区域内で、その認可した計画に従って行われたなら、営業費用として控除することができる。(法令756/69, 第32条a)

第175条 法人が直接又は間接に、漁業資源の調査に費やした費用は、それが漁業開発庁(SUDEPE)の事前に承認した計画に従って行われた限り、営業費用として控除することができる。(法令221/67第85条)

第10節 賃借料又はロイヤルティ及び技術的、科学的、管理的援助料

第176条 賃借又はロイヤルティの費用は、次の場合に控除することができる。

(法律4506/64第71条)

a) 企業が、その収入を生む財産又は権利の所有権、使用又は享有を維持

するために必要な場合。

b) 賃借料が第162条3項を除き、財産又は権利の購入への適用でも、利益の偽装配分でもない。

§ 1 一次のものは控除できない。(法律4506/64第71条の項)

a) 市場の価格や価値を超える割合で、企業の社員又は管理者、及びその親族や被保護者に支払われた賃借料。

b) ある財産や権利の使用権の取得のために第三者に支払われた金額及び契約期限内に償還可能な資本の適用たる、契約の拡張又は変更のための支払い。

c) 企業の社員又は管理人、及びその親族又は被保護者に支払われたロイヤルティ。

d) 発明特許、製造法、商工業の商標の使用に対するロイヤルティで、次の場合のもの。

I - 外国に本社を有する企業の在ブラジル支社が、その本社のために支払ったもの。

II - ブラジルに本社を有する会社が、直接又は間接に、議決権をもってその資本の管理を行っている外国居住者へ支払ったもの。

e) 外国に居住する受取人に支払われるか保証された、発明特許、製造法の使用に対するロイヤルティで次の場合に充当するもの。

I - ブラジル中央銀行に登録された契約の対象でないもの。

II - 価値の外国送付に関する法規に基づき、その重要度に従って、大蔵大臣が各活動種類につき定期的に定める制限を超えない額のもの。

f) 外国に居住する受取人に支払われるか保証された商工業の商標使用のロイヤルティ。

I - ブラジル中央銀行に登録された契約の対象でないもの。

II - 価値の外国送付に関する法規に基づき、その重要度に従って大蔵大臣が各活動種類につき定期的に定める制限を超えない額のもの。

§ 2—特許の利用又は譲渡，商標の使用又は譲渡の賃借料やロイヤルティの名目，並びに技術（技術的，科学的，管理的その他の援助，専門技術の援助）移譲の報酬の名目で，法人により支払われるが保証された金額の控除可能性は，1971年12月21日付法律第5772号第29条とその項，第30条とその項，第90条とその項，第126条，及び当該登録期限と条件を守った上で，その行為又は契約が国家工業財産協会に登録された日からのみ認められる。

第177条 発明特許の利用又は商工業の商標の使用のロイヤルティ，及び技術的，科学的，管理的その他の援助に対し支払った金額は，製造されたが販売された製品の総収入の5%までは，営業費用として控除することができる。（法律4131/62，第12条）

§ 1—大蔵大臣により，生産や活動の種類別にその重要度に応じ，本条の言及する控除の許容パーセンテージが，定期的に設定，再検討される。（法律4131/62第12条1項）

§ 2—本規則の定める条件を満さないか，前項の言及する制限を超えた場合，発明特許の利用，商工業の商標の使用のロイヤルティ及び技術的，科学的，管理的その他の援助に対し支払った金額は，控除できず，これらは，配分利益とみなされる。（法律4131/62第12条，第13条）

§ 3—特許の利用又は譲渡，商標の使用又は譲渡の賃借料やロイヤルティの名目，及び技術（技術的，科学的，管理的，その他の援助，専門技術の援助）移譲の報酬の名目で，法人により支払われるが保証された金額の控除可能性は，国家工業財産協会の監督する法規及びその登録期限と条件を守り，同協会に当該行為を登録した日からのみ認められる。（法律5772/71第29条とその項，第30条とその項，第90条とその項，第126条）

第178条 技術的，科学的，管理的その他の援助料の名で，定額にしる収

入又は利益についての割合にしる、国外に居住する法人又は自然人に支払われた金額は、次の要件を満たしている時のみ、営業費用として控除することができる。(法律4506/64第52条)

- a) 書状による契約がブラジル中央銀行に登録されている。
- b) 国内に送られてきた技術者、設計図、指示を通じて企業に実際に提供された役務に該当するか、企業の費用で、外国にて行われた技術的研究に該当する。
- c) 年間の支払い総額が、関連の法規に従い、大蔵大臣の定める制限を超えない。

§ 1 - 技術的、科学的、管理的その他の援助料は、企業活動の最初の5年間又は必要性が表明された特別製造過程の導入の最初の5年間のみ控除を許可されるが、この期限は、国家通貨審議会の承認により更に5年間だけ延長することができる。(法律4131/62第12条3項)

§ 2 - 次ににより支払われるか保証された場合には、本条の言及する費用は控除とならない。(法律4506/64第52条の項)

- a) 外国に本社を有する企業の支社が、その本社のために支払ったもの。
- b) ブラジルに本社を有する企業が、議決権をもってその資本の管理を、直接又は間接に維持する外国居住の人格に支払ったもの。

第11節 社員、重役、取締役、及び個人企業の名義人への報酬

第179条 個人企業の名義人の月々の報酬を含め、あらゆる種類の商業的又は民間の会社の社員、重役、取締役の月々の報酬についての費用は、各受取人に対し、その支出に該当する月に有効な、賃金労働所得の源泉税差引き表に於る免除限度として定められた価額の7倍を超えてはならない。(法令401/68第16条、法令1089/70第7条)

§ 1 - 本条の言及する団体の報酬の総額は、個人報酬の価額の7倍を超えてはならない。(法令401/68第16条)

§ 2 - 各基準年に、本条の形式で支払われた報酬の控除は、これらの報酬の控除が行われる前の課税対象利益の30%を超えてはならない。
(法令401/68第16条1項)

§ 3 - いかなる場合、損失の場合であれ、各受取人に、賃金労働収入の源泉差引きのための免税限度価額に等しい月々の報酬が許可される。
(法令401/68第16条2項)

§ 4 - 報酬の月額に於ては、交際費を含め、重役、取締役、社員及び個人企業の名義人の職務の遂行に対する返礼として法人が支払った金額が計算される。

第180条 あらゆる種類の、商業的又は民間の会社の財政顧問や相談役への報酬は、年間CR\$4,000,000を超えてはならない。(法律4506/64第51条2項)

第181条 法人の名義人、社員、重役又はその親族へのあらゆる支払いは、納税者が次の事柄を証明しない場合、課税当局により非難されることがありうる。(法律4506/64第47条5項)

a) 独立又は専門的な賃金労働の補償の場合には、職務の実際の提供

b) その他の収入又は支払いの場合には、営業又は取引きの出所と有効性

§ - 企業が、その管理職者に会社の指導者の資格を支え、関接又は直接に、国外への旅行で費やした費用は、本条の費用に含まれる。(法律4506/64第47条7項)

第182条 個人企業の場合、課税当局は、法律で控除許可分として明確に規定されていない、名義人の個人的費用は、同人が企業の活動とその費用との関係を証明できない限り、非難することができる。(法律4506/64第47条4項)

第12節 従業員への賞与

第183条 第13級給料を除き、いかなる名称であってもその従業員に支

払われた賞与についての費用は、各受取人につき年間CR\$ 15,300.00を
超えてはならない。(法令401/68, 第17条)

第13節 識別のない手数料, 特別配当又は賞与

第184条 手数料, 特別配当, 賞与その他の名目で支払ったが保証したと
して申告された金額は, その収入の起因となった取引や事柄が明示され
なかったり, 支払い証明者が収入の受取人が識別されない時には, 控除で
きない。(法律3470/58第2条)

第14節 使い込み, 着服又は盗みによる損害

第185条 従業員又は第三者による使い込み, 着服, もしくは, 盗みによ
る損害は, 労働法に基き提訴されているか, 警察当局に訴えが出されてい
る時のみ, 費用として控除できる。(法律4506/64第47条3項)

第15節 財産の不慮の損失

第186条 投資の対象たる財産の不慮の損失は, それが保険で守られてい
ない偶然の事故や不可抗力, 又は異常な悪化条件で起され, 第三者の賠償
で償われない時は, 営業費用として控除することができる。(法律4506
/64第47条6項)

第16節 寄付金と贈与

第187条 次の機関に実際に支払われた寄付金と贈与は, 営業費用として
差引くことができる。(法律4506/64第55条)

- a) 当該企業の従業員のために設立された運動, 娯楽, 文化の組織
- b) 公法の法人
- c) 学術的技術的研究, 文化や芸術の振興のための公益団体
- d) 知的生涯の奨励金, 研究奨学金として,

§ 1 一 学術的技術的研究，文化や芸術の振興のための公益団体への寄付金や贈与は，次の要件を満たす団体に対する場合のみ，営業利益から控除できる。（法律4506/64 第55条1項）

- a) ブラジルで合法的に設立され，規則的活動を行っている。
- b) 国税庁の事務所に登録されている。
- c) いかなる名目や形式に於ても，その管理者，維持者又は加盟者に，利益，特別賞与又は利得を分配しない。
- d) 贈与の前年に既に設立されていたなら，その年に，収支の受取った寄付金と贈与のリストを，国税庁の事務所に送付してある。

§ 2 一 国内又は外国に於る知的生産奨励金又は研究，専門技術修得の奨学金の形式での寄付と贈与は，次の形で与えられた時のみ，営業費用として控除することができる。（法律4506/64 第55条2項）

- a) 合法的に設立され国内で活動する，大学，学部，高等教育機関，文学アカデミー，各職種団体，教育機関，高普及率の新聞発行機関，ラジオ放送又はテレビ会社，芸術を含む学術文化団体又は基金を通じて。
- b) 事前に公表された条件を満たす志願者の自由に申込み，その審査は公平かつ客観的に行われる一般試験を通じて。
- c) 国税庁の事務所に登録され，規則的活動を行う法的に設立された団体で，直接又は間接に，当の企業に結びついていない団体に通う企業の従業員へ。

第188条 前条の扱う場合では，営業費用として認められた寄付金と贈与の合計は，各年度に於て，その控除を行う前の営業利益の5%を超えてはならない。（法律4506/64 第55条3項）

第189条 事前に漁業開発庁（SUDPE）が承認した漁業技術教育又は漁業資源調査計画を実行する。利潤目的でない，公的又は私的な専門機関への贈与は，営業費用として控除することができる。（法令221/67 第85条b）

第190条 アマゾン開発庁の承認した、天然資源調査又は農業、牧畜業の資源調査又は技術教育特別計画を執行する、利潤目的でない民間又は公共の専門機関への贈与は、営業費用として控除することができる。
(法令756/69 第32条b)

第1.7節 宣伝広告費

第191条 次のものは、企業の開発する活動と直結している場合のみ、宣伝広告費として控除できる。(法律4506/64 第54条)

- a) 第三者に支払われるか保証された、独立又は専門的な賃金労働による収入又は芸術作品の著作権の取得
- b) 広告又は宣伝につき、新聞企業に支払われた金額
- c) コマーシャル、占有時間又は番組につきラジオ放送、テレビ放送の会社に支払われた金額
- d) 広告会社を含むあらゆる企業に支払われた金額
- e) 工業製品税の課税対象か否かにかかわらず、化学又は薬学の研究所、又はその他見本によるその製品の普及体制を有する企業により、無料で配布された見本品の価額。但し次の場合に限る。

I - その見本の配布が、原価で、当該企業の帳簿に記入されている。

II - 見本の出庫が、当該の伝票の発行で記録されている。

III - 各年に配布された見本の価額が、その商売の性格を考慮し、製品の販売に於て得た総収入の5%までに国税庁の定める制限を超えない。

§ 1 - 国税庁の判断で、一会計年度を超える効果を生むための特別宣伝計画の場合には、e号の扱う費用が、例外的にIIIの定める制限を超えることも許される。この時の超過分は、出費の行われた年の翌年から少くとも3年間で償却されなければならない。(法律4506/64 第54条の項)

§ 2 - 宣伝広告費は、いかなる企業に支払われたものであれ、受取り企業

が一般納税者名簿に登録済みで規則的な簿記を行っている時のみ、営業費用として認められる。(法律4506/64 第54条Ⅳ)

§3 - 本条の扱う費用は、個別の勘定で記帳されなければならない。

第192条 協同組合、輸出組合、生産者組合等、この種の団体を含む製品輸出企業には、課税対象利益の計上に於て、大蔵大臣の決定する制限と条件の、外国での製品宣伝と普及、見本市、展示会、コンクール等の参加、支社、事務所、倉庫等の維持について費用を、別個に原価とすることが認められる。(法令491/69 第7条とその項)

第18節 資産の減価

第193条 使用による消耗、自然作用及び通常退化に由来する資産の財産の価額減小に該当する金額は、各年度で、原価又は負担として算入することができる。(法律4506/64 第57条)

§1 - 各年度に記入しうる減価割合は、通貨修正した減価財産購入原価についての年間減価率を掛けて見積り、合併、吸収その他企業間の合体や連合で再評価された財産については、第577条16項から20項を守らなければならない。(法律4506/64 第57条1項)

§2 - 年間減価率は、納税者が、その収入生産に於て、当該財産の経済的利用を望みうる期間により決定される。(法律4506/64 第57条2項)

§3 - 2項の規定は、動産の場合、その1日の作動時間により、次の加速減価係数を適用することができる。(法律3470/58 第69条)

一回8時間の一交代	1.0
一回8時間の二交代	1.5
一回8時間の三交代	2.0

§4 - 国税庁は、定期的に、各財産種につき通常又は平均的な条件で、許容しうる耐久年数を定めるが、納税者は、その財産の減価条件に実際

にみあった率を採用する権利が保証されている。このように、違った率を採る場合には、その適合性の証明がなされなければならない。

(法律4506/64 第57条3項)

§5 - 疑問のある時には、納税者又は課税当局は、国家技術院又はその他の学術的技術的研究の公的機関の専門的意見を求めることができ、等しく能力を有する技術的報告書に基づき上部行政決定又は裁判所判決で変更されない限りは、これら技術院の勧告する耐久年数が優先される。

(法律4506/64 第57条4項)

§6 - 所有物、所有権又は財産の使用条件に従い、退化又は消耗の経済的負担を負う納税者によって、減価が控除される。(法律4506/64 第57条7項)

§7 - 当該財産が設置、作動又は生産条件に置かれた時点から、減価割当ては認めることができる。(法律4506/64 第57条8項)

§8 - 建物や建造物を含め、使用、自然現象又は平常の退化による消耗の起りうる財産総ては、減価の対象となる。(法律4506/64 第57条9項)

§9 - 一次に関する減価割当ては認められない。(法律4506/64 第57条1.0項):

a) 改善又は建設に係わる場合を除く土地

b) 貸貸されてもいなければ、所有者がその収入生産に利用してもいない建物又は建造物、もしくは転売用の建物又は建造物

c) 芸術作品又は骨董品のように、年数とともにその価値の増す財産

§10 - 減価の対象でありながら、不用になったり役に立たなくなった財産の非減価価値は、固定資産から差引かれる。(法律4506/64 第57条1.1項)

§11 - 各財産の性質に応じて違う減価率を適用できるような区別なしに、不動産記録が施設や設備の全体としてなされる時、及び納税者が、全

体として採用された平均率を正当化する要素を持たない場合、その全体に含まれるもののうち最長の耐久年数を有する財産に適用しうる率を用いることが義務づけられる。(法律4506/64 第57条12項)

§ 12 - 第197条3項と4項の規定を除き、消耗率の記録されている財産の減価は認められる。(法律4506/64 第57条13項, 法令1096/70 第1条5項)

§ 13 - 鉱山、鉱脈、森林の開発のみに使用される財産で、その開発総期間がこれら財産の耐久年数以下の場合に、各年度で記録しうる減価割当では、開発許可期限か開発契約期限、又は各年の生産量と鉱山の埋蔵量との関係、又は開発される森林の面積等の何れを選択に基いて決定することができる。(法律4506/64 第57条14項, 第59条2項)

§ 14 - 第220条とその項の言及する商業的賃貸対象の財産の場合には、減価割当では、賃貸法人の費用として認めることはできない。
(法律6099/74 第12条とその項)

§ 15 - 第220条(6項)の形式で取得された財産の場合、賃貸人が購入選択をした年度に賃貸人に支払った価格と考える購入費につき減価が計算される。(法律6099/74 第15条とその項)

§ 16 - 通貨修正の減価の名目で各年に原価として認められうる金額は、国庫修正可能債券の修正に利用される率で計上され、次の期間に確認された月々の12分の1額の変化分も含む。

a) 当初価格につき計算された12分の1税の場合には、会社活動が開始した月又は財産の購入、統合の月と、12分の1税が該当する年との間。

b) 修正価値につき12分の1税が計算される時には、通貨修正の登録月と12分の1税が該当する月との間。

§ 17- あらゆる場合に於て、減価割当ての累積した額は、通貨修正した財産の購入原価を超えてはならない。(法律4506/64 第57条6項)

第194条 以下の各項の場合と形式に於ては、加速減価の係数が採用できる。法律4506/64 第57条5項 法令1137/70 第1条d、法令1287/73 第1条Ⅳ)。

§ 1- 通常認められうる減価率は、次の計画実現に必要な国内で製造された新製造財産の購入への投資の場合、新施設の運転開始に続く3年毎に、係数3で増大することができる。(法令1137/70 第1条d、法令1287/73 第1条Ⅳ、第2条)

a) 工業開発審議会の承認した工業の設置又は拡張

b) 次のものを含む鉱業活動の開発

I- 鉱物資源の採鉱及び利用に係る探鉱、研究及び調査

II- 鉱物単一税の対象である活動

§ 2- 前項a及びbの特権譲与並びに受益者の遂行すべき条件の決定は、各々商工業大臣と鉱物エネルギー大臣の権限に帰する。

(法令1137/70 第2条、法令1287/73 第3条)

§ 3- 前項の言及する条件を守らない場合には、譲与された特権を失い、法的なその他の罰則や罰金の他に、当税金の差額が要求される。

§ 4- 電気通信公共事業の権利所有会社は、次の係数を通常率に掛けた加速減価割当てを、原価又は費用として計算することができる。

a) 1975から1977会計年度 - 0

b) 1978から1980会計年度 - 1.5

§ 5- 前項の扱う係数は、個々に定められる期限内で、事業権所有会社の機械、設備、器具、乗物及び施設にも適用できる。

§ 6- 第4項の扱う加速減価適用権利は、いかなる行政承認にもかかわらず、当該財産の設置又は作動の日から行使することができる。

§ 7 - 加速減価率は、第 193 号 17 項の規定を守り、通貨修正した減価しうる財産の購入原価に適用される。

第 195 条 港湾業務の営業権所有会社の固定資産減価見積に於ては、営業権譲与権力により直接又はその下部機関を通じて港湾に行った投資の価額あるいは、国家港湾河川水路局又は国家港湾航行水路局の承認した計画の対象である取替え、修理、保存のために支出勘定で行われた投資の価額も考慮することができる。(法令 973 / 69 第 1 条 2 項, 3 項)

§ 1 - 港湾営業権所有会社によって行われるべき新たな投資で、承認された資本の一部となるもの場合には、大蔵省は特定の財産につき、耐久年数を定めることができる。(法令 973 / 69 第 10 条)

第 19 節 権利、財産、原価及び費用の消却

第 196 条 各年度に於て、次のような、存在と行使期間が制限されている権利又は納税者によるその利用期間が法律的、契約的に制限されている財産の取得に投資した資本の回復に相当する金額は、原価又は費用として計算することができる。(法律 4506 / 64 第 58 条)

- a) 発明特許、製造法、著作権、免許、許可又は譲与
- b) 公共事業の譲与を規則づける法律又は契約に基き、賠償なしに譲与期間の終りに譲与権力に返却すべき財産への投資
- c) 商業基金の開発を含むあらゆる性格の契約と権利の取得、延長又は変更の費用
- d) 貸借する財産又は第三者の財産に於る建設や改善の費用で、その価額を受け取る権利をもたない時。

§ 1 - 一年間消却割当ては、通貨修正した権利又は財産の購入原価を基に、第 193 条の規定を守り、権利の存続期間の残りの年数を考慮して決定される。また、合併、吸収その他の企業間の合体や連合の場合には、第 577 条 16 項から 520 項の規定も守らなければならない。

(法律4506/64 第58条1項)

- §2-いかなる場合にも、年間消却割当ての累積価額は、通貨修正した、権利や財産の購入原価を超えてはならない。(法律4506/64 第58条2項)
- §3-次のものも、最低5年間で消却することができる。(法律4506/64 第58条3項)
- a) 営業の開始から営業準備又は工業準備の費用
 - b) 納税者がその資本化を選択する場合、第173条とその1項の旨とする調査費
 - c) 鉱脈、鉱山の探掘、又は新たな施設の活動開始から、建設又は探掘準備の終了まで資産として分類された、鉱脈鉱山の開発費、工業的活動の拡充費
 - d) 施設の十分な利用に達するか営業が開始する時点から、企業が営業の最初の段階では、単にその設備や施設を部分的にしか利用しなかった期間に資産として記入された原価、支出又は費用の部分
- §4-権利の存在や行使、又は財産の利用がその原価の全体的償却前に終る場合には、非償却残金はその権利が消却するか財産の利用が終了する年の損失となる。(法律4506/64 第58条4項)
- §5-本規則の確立した条件を守る原価や費用の消却のみが認められる。(法律4506/64 第58条5項)
- §6-第197条を除き、その消耗割当てが記録されている財産、原価又はは費用の消却のみ認められる。(法律4506/64 第58条6項、法令1096/70 第1条5項)
- §7-納税者が、その営業開始から数えて10年内に選択した価値や年度に於て、輸出特別計画財政優遇許可委員会の事前の意見書を通じて承認された輸出特別計画を有する製品製造企業の営業準備又は工業準備費用を、消却することができる。(法令1219/72 第1, 6,

14及び17条)

§ 8 - 前項の扱う期限の計算では、営業開始日は、輸出特別計画財政優遇許可委員会が表明する。(法令1219/72 第14条1項)

§ 9 - 第7項の扱う費用の消却に由来する損失は、営業開始から10年以後には経常利益から差引くことはできない。(法令1219/72 第14条2項)

§ 10 - 合併、吸収の場合には企業合併吸収委員会の意見書、その他の場合には国税庁の意見書を通じ、大蔵大臣は、1会計年度から最高6会計年度(費用を負担する年を含め)での、その営業成績への影響が1会計年度を超える企業又は企業グループ再構成、変更措置に由来する費用その他の出費の償却を認めることができる。(法令1303/73 第1条2項3項)

§ 11 - 金融機関の場合には、株式管理権の取得のための株の購入又は後の吸収合併の場合を含め、前項の扱う承認は、その他のいかなる機関への諮問にかかわらず、国家通貨審議会の権限となる。
(法令1303/73 第1条とその1項、第2条)

§ 12 - 第10項の言及する特典請願法人が第10項と第11項の述べていない他の機関の下した一般活動規則に従わねばならない時は、必ず、その機関も先ず第一に諮問される。(法令1303/73 第1条4項)

§ 13 - 第161条3項の扱う免除の場合、国家通貨審議会は、最高6会計年度に亘るその償却を許可することができる。
(法令1337/74 第1条1項)

第20節 鉱物、森林資源の消耗割当て

第1小節 鉱物資源の消耗割当て

第197条 採鉱企業は、各鉱脈の採鉱の最初の10年間に得た総収入の20

％に相当する鉱物資源の消耗分を、原価又は費用として控除することができる。(法令1096/70 第1条)

§1-採鉱期間の開始は、鉱山業法の扱う鉱脈の経済的利用計画に記され、国家鉱物生産局の承認する日付である。(法令1096/70 第1条1項)

§2-消耗割当ての計算の基となる総収入は、1969年10月21日付法令1038第7条の定める基準に従い、採鉱場所で採鉱した鉱石の価値の相当額である。(法令1096/70 第1条2項)

§3-各年度に於て、採鉱企業は、当該年度までに行われた控除合計が採鉱開始以来の総収入の20%を超えないなら、その年度の総収入の20%以上又は20%以下の消耗割当てを許可される。(法令1096/70 第1条3項)

§4-控除は、採鉱開始の最初の10年間に得た総収入の20%という同じ全体的制限を守り、最初の10年間に続く年度に於ても行うことができる。(法令1096/70 第1条4項)

§5-本条の定める消耗割当ての控除は、第193条、196条に基く消却又は減価割当ての控除権を損ねるものではない。但し、企業合併吸収委員会に提出された合併、吸収その他の企業間の合体、連合の場合の個別条件を守らねばならない。(法令1096/70 第1条5項)

§6-本条に基き控除された消耗割当ては、その設定の日から12ヶ月以内に、税金の支払いにかかわりなく、法人又はその名義人、社員により、採鉱企業の会社資本に相込まれるべき準備金となる。
(法令1096/70 第1条6項)

§7-本条の定める全体的制限は、1964年11月30日付法律4506号第59条4項を基に控除されている消耗割当てにも及ぶ。
(法令1096/70 第2条の項)

§8-1970年3月24日に於て、あらゆる名目で、採鉱法の権利の保

持者であった採鉱企業は、1971年度から10年間に亘り、本条の定めるところに等しい権利を保証される。(法令1096/70第2条)

§9-第6項の定める課税免除は、その項の規定に基づき、当該法人が株主又は社員となっている会社により行われた増資に由来する資産の増額の利用による法人の資本増額、並びにこの増資のために分配された新株や持分にも適用される。(法令1096/70第1条7項)

第198条 前条の定める基準の代りに、採鉱企業は、各年に於て、その採鉱に起因する鉱物資源の価値低下に相当する金額を、原価又は費用として計算することができる。(法令4506/64、第59条)

§1-本条の場合は、年間消耗割当ては、通貨修正した採鉱資源の採鉱又は取得費に基づき、第193条の言及する減価原則によって決定される。(法律4506/64 第59条1項)

§2-年間消耗割当ては、その年の生産量と鉱山の確認埋蔵量、又はその採鉱許可期間に基いて決定される。(法律4506/64 第59条2項)

第2小節 森林資源の消耗割当て

第199条 各年度に於て、伐採に由来する森林資源の価値低下に相当する額は、原価又は費用として計算することができる。(法律4506/64 第59条)

§1-年間消耗割当ては、伐採森林資源の取得又は植林原価を基に、第193条の言及する減価原則に従って決定される。(法律4506/64 第59条1項)

第200条 年間消耗割当て高は、その年の生産量及び伐採森林の面積と生産量の関係、又は伐採契約の期間により決定される。(法律4506/64 第59条2項)

第10章 営業外取引の結果

第201条 営業外取引の結果は、法規定に従い、営業利益と別に行われる企業の簿記により示される。

§1-特許証その他第161条3項の旨とする伯中央銀行の発行の証書で証明された権利の金融活動行使への譲渡に於て譲渡者が得た価値は、営業外取引の収入となる。(法令1337/74 第2条)

§2-国家通貨審議会は、その起因となった取引のために承認された支払いの条件に基づき、前項の旨とする収入の差別計算を認めることができる。(法令1337/74 第2条の項)

第202条 株式、証券その他の資本持分の売却に於て起った、購入価格の10%以上の減価による損失は、売却が次の条件を満している時を除き、控除することはできない。(法律3470/58 第84条)

a) 証券市場、又はそれが存在しない場所では、法律の定める形式で、1ヶ月3日間の布告を行った公共競売を通じて行われたもの。

b) 売却の30日以内に、売却価格と市場での株式、証券又は資本持分の価額又は関係の企業の純資産に基づく株式、証券又は資本持分との一致を示す書状による通知を国税庁の当該機関に対して行う。

§1-本条a及びbの規定は、ブラジル中央銀行の監督する投資会社には適用されない。(法律3470/58 第84条の項)

§2-本条の旨とする減価の計算では、購入法人が、その購入の日から30日以内に、本条bの定めるものと同じ内容で国税庁の当該機関に取引を通知する時のみ、10%の他に、市場価値又は純資産価値以上の株式、証券又は資本持分の価額が許可される。

(法律3470/58 第85条)

§3-前項の旨とする減価の見積りに於ては、1958年11月28日前の購入の場合には、購入の日に於る企業の純資産の実質価値と購入価

額との一致が証明された時のみ、株式、証券又は資本持分の額面価額の10%を超える打歩が認められる。(法律3470/58 第85条の項)

第203条 株式管理権の取得又は国家通貨審議会の定める期間内に於る後の合併又は吸収のための、金融機関の株式の購入の場合には、同審議会は、国家財政の利益のために、第196条10項の規定を損ねることなく、合併又は吸収の前であっても、購入価額とそれら株式に相当する純資産の部分の価額との間に見出される差額を、損出として控除することを承認することができる。(法令1303/73 第2条とその2項)

§1-本条の場合、受益企業は、計上された損失額分を、購入した株式の原価から差引かなければならない。(法令1303/73 第2条3項)

§2-国家通貨審議会の定める期間内に合併又は吸収が実現されない時には、当該企業は、本条の旨とする承認により納税しなかった税金を、その通貨修正と第544条の定める罰金を加えて支払わなければならない。(法令1303/73 第2条3項)

第11章 支払い源泉留保税金の差引きつきの収入

第204条 支払い源泉留保税金の差引きにより得た収入の決定に於ては、次の規準が受取会社により守られなければならない。

- a) 受けた収入は、源泉での源泉での税の差引きを受ける前の総収入額で、収入として記帳される。
- b) 支払い源泉で差引かれた税金は、収入受取り企業に於て、経常利益の計算での非控除費用として記帳される。
- c) 第341条Ⅲの規定する収入については、源泉で差引かれた税金は受取企業の現金転換可能資産の一部として記帳される。

§1-その支払い形式を問わず、前もって定められた通貨修正を含め、定

収入の名目で生じ法人が得た収入の総額は、各法人の経常利益の一部となり、決算で計上された利益を基に負う税金から、当該証券が基準年内に資産として存在した期間とその満期までの総期間との間の割合と同じ割合で、源泉保留税の分を差引く。(法令1338/74 第14, 17, 19条)

§ 2 - 専門業務の提供のために組織された民間法人、貨物輸送会社及び工事請負い会社が源泉保留する税金の前払いとしての差引きつきで受けた収入は、各々、第318条、319条、321条及び322条の規定に基いて扱われる。

§ 3 - 本条cの普及する収入の受取会社によるその配分に於ては、必ず、前払いの名目で、源泉で差引かれた税金分を、補足配分として計算しなければならない。

第12章 特殊ケースの課税

第1節 ブラジルと外国にまたがって行われた活動に由来する結果

第205条 その結果が、一部分国内で、他の部分は国外で行われた活動に由来する法人は、国内源から生れた結果のみの課税を通じ、税金の対象となる。(法令5844/43 第35条)

§ 1 - 一次の活動から生れた結果は、国内と国外にまたがる活動に由来するものとみなされる。(法律4506/64 第63条1項)

a) ブラジルで着手され外国で終了したかその逆の商取引その他の利潤活動

b) 外国で精製、販売、利用されたとしても、国内での原料の輸出、及びその逆

c) 外国との輸送及びその他の通信手段

§ 2 - 前項cに於ては次のようにみなされる。